

令和元年6月24日

第3回南知多町議会定例会会議録

# 1 議 事 日 程

6月24日(2日目)

日程第1 一般質問

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員 (12名)

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 (なし)

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
検査財政課長	山下忠仁	防災安全課長	滝本功
税務課長	神谷和伸	企画部長	鈴木茂夫
企画課長	高田順平	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	大岩幹治	建設課長	山本剛
産業振興課長	鈴木淳二	水道課長	坂本有二
厚生部長	田中吉郎	住民課長	宮地利佳
福祉課長	相川和英	環境課長	富田和彦
保健介護課長	田中直之	教育長	高橋篤
教育部長	山下雅弘	学校教育課長	石黒俊光
社会教育課長	森崇史	学校給食センター所長	山本剛資

会 計 管 理 者  
兼 出 納 室 長      山 本 有 里

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長      大 久 保 美 保      係      長      磯 部 貴 宏

[ 開議 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は6月定例町議会2日目に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。よろしくお願ひします。

---

日程第1 一般質問

○議長（藤井満久君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の時間は、答弁を含めて1時間までとし、関連質問は認めません。

なお、念のため申し上げます。自席からの再質問については、細分化してもよいことといたします。また、法令を遵守し、良識と節度を持って議会運営に心がけてください。

3番、片山陽市議員。

○3番（片山陽市君）

おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、令和最初の一般質問をさせていただきます。

それでは始めます。ただ、壇上では通告書の朗読とさせていただきますので、御理解をよろしくお願いいたします。

大きい1番、内海小学校付近での児童に対する安全対策について。

平成31年3月23日13時40分ごろ、内海の国道247号で、路肩を友人と一列になって歩いていた小学3年生の女兒が乗用車と接触し、左腕を骨折するという重傷事故に遭いました。容疑者はそのまま逃げ去りましたが、その後、目撃証言等から名古屋市の74歳の男性が逮捕される事故がありました。

内海小学校付近では、児童の安全対策に不安な箇所があり、例えば、内海交差点から西に向かって内海西交差点、内海南浜田交差点と3基の信号機が連続して設置されてい

ますが、歩道は設置されておられません。この事故は、内海西・内海南浜田交差点の間で起こり、ここは通学路には指定されていません。しかし、内海・内海西交差点の間は通学路に指定されています。

児童の安全を守るために、以下の質問をします。

(1)この国道247号において、部分的に歩道が設置されていないのは、どのような問題があるのか。

(2)歩道の設置はないが、内海・内海西交差点の間は通学路として指定する理由は何か。

(3)この事故以後、具体的にどのような対策をしたか。

(4)県に対して歩道設置についての要望はしているか。

(5)以前、県道であった内海交差点から内海北交差点までの間は、現在は町道1624号線となっているが、歩道の設置計画はあるか。

(6)通学路途中の濱田橋の高欄の高さは約50センチメートルで、児童が川に転落する危険があると思うが、対策は考えているか。

大きい2番、所有者不明土地問題の解決について。

土地が利用されず荒廃し、近隣の住民などから草刈りや樹木の剪定、伐採等の要望があった場合、町当局の対応は、地権者に適切に管理してもらうよう通知をするだけです。私個人としても地域の住民から草刈りの要望を聞き、当局に依頼したことがありますが、全く草刈り等はしてもらえませんでした。

全国で所有者不明土地は、2016年時点で存在している所有者不明土地が410万ヘクタールです。今後、死亡者数の増加や、今のまま相続意識の希薄化等が進行し、現在の所有者不明土地の探索が行われない場合に、2040年の所有者不明土地は、約720万ヘクタールにまで増加すると言われてしています。

恒常的に発生する管理コストや管理不行き届きによるコスト、税の滞納額損失も考えられます。町として所有者不明土地を増加させないために、以下の質問をします。

(1)本町では、空き家等対策計画は策定されていますが、適切に管理されていない土地についての対策計画は策定されているか。

(2)平成30年版土地白書によると、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地が20.1%となっているが、本町において所有者の所在が確認できていない土地を把握しているか。

(3)所有者またはその相続人の所在が確認できず、課税土地でありながら徴収できていない固定資産税はどれくらいあるか。

(4)平成27年10月12日付の中日新聞には、空き家等適切な管理に関する条例で助言の対象となった空き家38軒に対して、登記簿上の所有者に管理状況の改善を求めたところ、11軒の通知が返送されたことが掲載されている。この11軒に対して、どのような方法で所有者を特定し助言を行ったのか。

以上ですけど、再質問がある場合には自席にて行わせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-1及び1-3から1-6までは私、建設経済部長、1-2について教育部長より答弁をさせていただきます。

それでは、御質問1-1、この国道247号において、部分的に歩道が設置されていないのは、どのような問題があるのかにつきまして答弁させていただきます。

御指摘にございます国道247号につきましては、平成27年度から事業主体である愛知県により内海交差点周辺の北側への歩道設置及び交差点改良事業を進めているところでございます。

この区間につきましては、現在、確保されている道路幅員が狭く、歩道を整備するための用地がないのが現状です。

用地確保に当たっては、用地費や補償費に多大な費用がかかると聞いており、また、沿道の方々の御理解、御協力も必要であると考えております。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

ただいま質問させていただいた部分について御答弁いただきました。

平成27年度から、もう既に事業に着手されておるといふようなことになっておるようですので、この後、僕の質問の中の(4)番、歩道設置の要望はしているかは、もう既に着手しているということで、4番の質問は答弁いただかなくても結構ですので、お願い

します。

着手しておっても、用地買収だとか、それに関する測量だとか、計画だとか、そういったことをやっておる部分については、町民としてはなかなか目が、見ておっても工事というか、事業が進捗しておるようには見えないもんですからこういった質問をさせていただいたんですけれども、1点だけちょっと確認をさせてください。

今回、通学路の部分だけ、内海交差点から内海西交差点までの部分が計画の対象地域なのか、内海南浜田交差点までが通学路の対象地域なのか、ちょっと教えてください。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

今の片山議員の再質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

愛知県が進めております歩道設置事業でございますが、片山議員の御指摘のございますローソン前の交差点から反対側に400メートル行った東端区民館前の部分まで400メートルの北側の歩道設置事業を計画しております。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

以前、歩道設置の計画があるかどうか確認をさせていただいたときに、計画断面、あそこの道路は、内海南浜田交差点より西のほうに行くと、歩道のところに植樹帯みたいなものがつくってあって、あの道路は多分、片側2車線プラス歩道ができるような道路の計画になっておったと思うんですけど、今回の今進めておる事業は、どのような形で進めておるのか御説明をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

当時の図面と今回の歩道整備の違いということだと思いますが、今、整備している歩道設置事業に関しましても、以前の都市計画道路の計画幅6メートルほど拡幅する予定になっておりますが、そのうち歩道部分につきましては3メートルを確保する断面とな

っております。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

3メートルだけ、片側だけ歩道をつけるという理解でよろしいですね。

はい、わかりました。

じゃあ、次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1-2、歩道の設置はないが、内海・内海西交差点の間は通学路として指定する理由は何かにつきまして答弁させていただきます。

小中学校の通学路の指定に当たりましては、各学校のPTAと協議の上、交通安全、防犯、防災の観点から、交通頻繁な道路を避けたり、防犯上死角が多い場所、人通りの少ない場所を避けるようにしています。また、できるだけ歩車道の区別のある道路を通学路に設定しますが、区別がない場合は、通学時における交通整理、誘導等により安全であること、その他児童の通学路として適当な道路環境であることなどを考慮して指定しております。

御質問の区間を通学路として指定している理由は、国道沿いで歩道はありませんが、死角がないことや人通りがあることの防犯上の理由など、総合的に判断して、国道を避け迂回するルートに比べ通学路に適していると判断したものであります。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

あの区間が通学路になっておるということで、なぜこんなことを聞くかといいますと、内海の西の交差点から西側は、わざわざ国道を通らずに町道に迂回しています。その後でまた国道に出てきて国道を通学路にすると。ここを歩いたことがある方は多分わかると思うんですけど、店の名前を言っちゃっていいのちよっとわからないですが、スー

パーヤナギさん、スギ薬局さん、ゲンキーさんの前は通学路になっていないんですけど、通学路になっておるところよりも路肩がかなり広いんです。朝、通学時間帯は店は営業していないので出入りする車もないと。逆に通学路を迂回するほうがロスじゃないかなと僕は思っておるんですけど、通学路のことについては、今、教育部長がおっしゃったように、学校とPTAの方で協議して決めていくということでありますので、ここではこれ以上のことは聞きませんけれども、一度御確認をいただければと思います。

じゃあ、次へ行ってください。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-3、この事故以後、具体的にどのような対策をしたかにつきまして答弁をさせていただきます。

この事故以後、事故現場を含む国道247号への具体的な対策は行えておりません。しかしながら、本町での事故を含め、全国的に歩行者の巻き込まれる事故が多発しており、愛知県や南知多町においては、学校関係者、警察、保育所関係者と協力して、通学路や保育所周辺の交差点などの安全点検や危険箇所の抽出を行いました。その結果、現場の状況により、今後の対応を協議しているところでございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

対策がとられていないということで、この先、いろいろと点検をしながら、確認をしながら危険箇所を抽出していくというようなことであると思うんですけど、通学路のみならず保育園の方たち、保育園の園児たちがお散歩、大津でも悲しい事故がありましたけれども、ああいうような形でお散歩をしておっても事故に巻き込まれる、歩道の中におっても事故に巻き込まれるということで、よっぽど注意して見ないと危険箇所というのはなかなか出てこないと思いますので、ぜひとも町の職員の方200人もお見えになるので、200人の方の目で見てもらって、町中くまなく見ていただければと思います。

それでは、4番はいいので、5番に行ってください。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-5、以前、県道であった内海交差点から内海北交差点までの間は、現在は町道1624号線となっているが、歩道の設置計画はあるかにつきまして答弁させていただきます。

町道1624号線については、平成24年度中に新たな県道半田南知多線の開通に伴い、平成27年4月から南知多町に管理が移管された道路であります。

交通量につきましては、移管当初は多かったものの、近年開通した県道への分散化により減少しております。

現時点においては具体的な歩道の設置計画はございませんが、子どもたちの安全な通学路の確保のため、今後、地元や学校、警察等と十分に調整を図りながら、車道幅員の絞り込みによる路肩拡幅などの対策を前向きに検討してまいります。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

車道を絞り込んで歩道を広げるというような話でしたが、具体的にはどの程度考えてみえますか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの御質問、具体的にどの程度路肩のほうが広がるかということだと思いますので、お答えさせていただきます。

現在の車道幅員は、2車線道路の車道幅員は3メートルとなっております。現在ある3メートルの幅員を2車線道路の最低規格の2.75メートルに狭めることにより、片側25センチの路肩拡幅を行いたい、そのような考えでございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

歩道というか、路肩が25センチ広がると。子どもさんの幅を考えると25センチ以上あるわけで、25センチ広がったからといって安全が確保できるというのは、ちょっとどうかと思うんですけど、車道の幅を狭めたことによって、何か車の運転手に対しての効果があると思っていますか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの質問、路肩を25センチ拡幅することで安全が保てるかということだと思います。

路肩の拡幅につきましては25センチ、確かに小さな拡幅幅になります。本来であればガードレールを設置して、車道と歩道を分離する形の歩道設置事業が最も有効かと考えておりますが、沿道の状況を踏まえますと、かなり難しい状況であると考えております。

その中で、道路を狭めることにより路肩を確保するとともに、車の速度の抑制効果も狙ってそのような対策を考えておるところでございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

スピードが落ちるということによろしいですね。スピードが落ちるということで事故が防げるか、安全が確保できるかということですけども、小学生の通学時間、大体8時10分前ぐらいから8時ぐらいの間が一番多く通るんですね。その時間帯に内海駅から出る電車、その送迎の車が非常にスピードが出るんですよ。これは電車の出発時間に合わせて行かなきゃいけないんで、道が狭まったからスピードを落とすという問題ではないもんですから、効果が得られるのかどうかというところちょっと疑問ですけど、特に通学時間帯ですよ、通学時間帯以外はスピードを落としてくれるのかもわかりませんが、この一番たくさん子どもたちが通る時間帯に限って皆さんスピードを出されるというのが現実なので、効果が出るのか出ないのか、もうちょっと検証をしてから手を打っていただきたいというふうに思います。

それでは、次の6番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1－6、通学路途中の濱田橋の高欄の高さは約50センチで、児童が川に転落する危険があると思うが、対策は考えているかにつきまして答弁させていただきます。

御質問の橋梁につきましては、国道247号に係る愛知県管理の昭和5年架橋の大変古い橋梁です。平成27年度の点検により発見された補修箇所については、既に補修を実施しております。

御指摘の高欄につきましては、既に高さが不足していることを把握しており、愛知県に対し転落防止措置を要望しております。

現在は、構造上の設置可否も含め、検討を進めているところと事業主体である愛知県から聞いております。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

県のほうが検討してくれておるということで、大変ありがたい話なんですけど、設置基準、高さ基準というのかな、歩道と車道では違うと思うんですけど、歩道の場合で考えるのか、車道の場合で考えるのか。今回、愛知県が検討している高さは一体幾つなのか教えてください。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの御質問、転落防止柵の高さについての御質問にお答えいたします。

現在、愛知県が検討していただいている高さといいますのは、歩道、あくまで路肩しかない247号線ですが、通学路という観点で、歩道の転落防止柵の高さ基準1.1メートルを検討していただいております。以上です。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

### ○3番（片山陽市君）

1.1メートルの高さであれば、子どもも落ちないのかなというふうに思いますけど、この濱田橋ですけど、内海の中で昭和5年にかけてたという、今、部長の答弁にありましたけど、昭和5年というと、僕たちもまだ全然生まれる前の話なので、生まれたころからずっとあの状態であったということで、しかも高さの規定が途中で変わっておるかもわからないですけど、とにかく、今基準を満たしていない状況の中で、ずっと忘れ去られておったような橋なんですね。これが、実は平成26年に僕が、当時地元の区長をやらせていただいて、あそこが隣の区との境になるものですから、言っているのか悪いのかということで、一応役場の建設課のほうに、この橋危ないんじゃないのということを指摘したんです。その時点からすぐに県のほうに申し出させていただいておれば、もう既に直っておった可能性があるんです。平成27年に補修されたときさっきおっしゃいましたけど、平成27年に補修するのはどういう状態で補修したのかわかりませんが、安全対策としては施されなかったということがはっきりしています。

このように、我々が、ここは内海の方もたくさんお見えになるので言いますが、ふだんから見なれておる景色の中に、まだまだ危ないところがあるよということが再認識できたと思います。僕たちも子どものときから全く変わっていない風景なので、危ないというふうな認識をしたのは、本当に最近というか、年をとってからですから、皆さん方もまだまだ危険かなということは、ちょっとどんな風景かなというのははっきり頭に描けないと思うんですけど、とにかく危ないです。しかも、下の濱田川というのはたっぴりとヘドロがたまっていますから、水がないときに落ちると、多分抜け出せないというような状況ですし、その濱田川のたもとには、昭和46年か何かに建てられたお地蔵さんもあります。つまり、そこでは事故があったということなんですね。あったかもしれないということ、あったとはちょっと断定できないんですけど、昭和46年にお地蔵さんが建てられておると、事故があったんだよ。だから気をつけなきゃいけないよねというところがずっとほかれておったということを改めて再認識させていただいて、先ほども申しましたが、皆さんの目でしっかり見て、安全を図れるような町内にしていきたいと思っています。

それでは、大きい2番へ行ってください。

### ○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問 2-1、2-2 につきましては私、企画部長、2-3、2-4 につきましては総務部長より答弁させていただきます。

それでは、御質問 2-1、本町では、空き家対策計画は策定されているが、適切に管理されていない土地についての対策計画は策定されているかにつきまして答弁させていただきます。

本町において、現在、適切に管理されていない土地についての対策計画策定の検討には、現在は至っておりません。

適切に管理されていない土地については、不法投棄、獣害虫の発生、雑草の繁茂など、管理不全の起因するさまざまな問題が発生しますが、土地の所有者の調査等を含め、環境課、防災安全課、建設課、産業振興課などの関係部署において個別に対応している状況でございます。以上です。

（3 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

対策計画が策定されていないので、余り深く追及をしてもだめだと思っておりますけど、今、部長の答弁の中で、いろんな課が対応していくと、それぞれに対応していくと。連携をしてもらわないと、どうしても解決に向かっていかないと思いますので、国のほうも今動き始めたばかりというような状況で、2020年までには何らかの対応策をとっていくというふうで、ことしの2月にも特命委員会というのが開かれています。これを見ても、今の部長の答弁のとおり、内閣官房から国交省から法務省から農林水産省、林野庁、総務省、財務省、復興庁、環境省ととんでもなくいろんなところから出席者がいます。同じように、国も連携する態度を見せていますので、町も同じように態度を見せてもらって、一刻も早くと言っちゃだめですけど、国が方針を決めれば、時間を置かずに対策計画というものを立てていただければなというふうに思います。

じゃあ、2 番を済みません、お願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問 2 - 2、平成30年版土地白書によると、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地が20.1%となっているが、本町において所有者の所在が確認できていない土地を把握しているかについて答弁させていただきます。

本町において、所有者の所在が確認できていない土地の全町的な把握はしておりません。

平成30年版土地白書の中で、平成28年度に地籍調査が実施された全国563市町村の約62万筆について調査したところ、不動産登記簿上の土地所有者等の所在が確認できない土地が20.1%であったものの、その後の追跡調査により、最終的に土地所有者等の所在が不明であった土地は全体の0.41%にまで減少したことが記載されております。

本町においても、土地所有者等の所在が確認できない案件が発生した場合には、必要に応じて法務局、他の自治体等の協力を得て登記名義人、法定相続人などの戸籍・住民票等により、土地所有者等の特定作業を実施しております。以上です。

(3 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3 番（片山陽市君）

とにかくこの面積、先ほど壇上でも申し上げましたけど、410万ヘクタール、ほぼほぼ九州と同じ面積ということで、全てがわからないのかどうかは今の部長の答弁ではわかりませんが、登記簿だけじゃなく、いわゆる固定資産税の台帳だとか、農地の農地台帳とか、いろんな調べようがあるものですから、一つでもなくしていただければ、次の問題になっちゃうもんね、固定資産税のことを言うと。わかりました。

じゃあ次に、済みません、固定資産税のことを言います。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の 2 - 3、所有者またはその相続人の所在が確認できず、課税土地でありながら徴収できていない固定資産税はどれぐらいあるかにつきまして答弁をさせていただきます。

地方税法第20条の2の規定により、納税通知書等の送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所や居所などが明らかでない場合などにより送達が困難な場合に、

その送達にかえて告示による公示送達の方法によることができるとされております。

平成30年度、土地に係る固定資産税は、納税義務者数6,779件、税額では3億558万円を賦課しておりますが、そのうち納税通知書の送達を公示送達としているのは、納税義務者数で53件、税額は51万3,000円で、これらは現在も未納の状況でございます。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

この問題について少し調べましたところ、所有者がわからずにお亡くなりになった方にも課税しておるようなことがあるようですが、その調べたところによりますと、死亡者課税という問題みたいなんです、それについて、言葉の意味だとか、そういったことがわかれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

それでは、答弁させていただきます。

固定資産税は、地方税法や町税条例等の規定に基づきまして、土地または家屋については登記簿に所有者として登記されている固定資産の所有者に課することとなっておりますが、議員が言われる死亡者課税という用語につきましては、この地方税法や町税条例等ではなく、事務上の用語としても使用しておりません。

しかしながら、議員が言われる死亡者課税という用語につきましては、言葉から考えてみますと、登記簿上の所有者が死亡した場合に相続登記がされずに、死亡した所有者名義のまま課税することを指すのではないかと考えております。以上であります。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

お亡くなりになった方に課税をするという例が本町にもありますか。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

先ほどの亡くなったままということは、先ほどの死亡者課税ということかなというふうに思いますが、本町では、この所有者が亡くなって、賦課期日であります1月1日までに相続登記がされない場合につきましては、相続人調査を行いまして、相続人に固定資産税を納付していただくための相続人代表者指定届という書類の届け書を提出いたしております。

その届けが提出された場合につきましては、その代表者を納税義務者といたしまして、逆に提出されない場合につきましては、町がその相続人のうちからいずれかを代表者と指定しまして、納税義務者として課税しております。

しかし、相続人の全員が相続放棄した場合とか、死亡した方の相続人自体がない場合ですね、相続人不存在という場合もありますので、こういった場合につきましては、先ほど総務部長が答弁いたしましたとおり、死亡した所有者を納税義務者としたまま納税通知書の送達を公示送達することによって課税しております。

これらが亡くなられた方に対する課税かなというふうに考えております。以上であります。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

亡くなった方への課税は、本町にはないんですよ。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

亡くなった方の課税につきましては、先ほど答弁しましたとおり、基本的には、亡くなった方については、その相続人の方がおれば相続人代表者指定届を出していただきまして、その方が納税義務者として納税すると。届けがない場合はこちらが指定して課税するということになっています。

ただ、そういった場合についても、あくまでも登記簿上の所有者は死亡者のままですので、そういった意味合いであれば、その方については亡くなった人についての課税と

いうことになります。

それとあともう一つ、先ほども言ったとおり、相続人が放棄とか、相続人がいないという場合につきましては、公示送達という形で課税をしております。以上であります。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

誰かが相続するだとか、相続者が何人かおって、その代表者がどうのこうのじゃなくて、例えばおひとり住まいの方が、誰も身内がいなくて亡くなっちゃった場合は、そういった場合の課税というのはどういうふうにするんですか。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

それが先ほど相続人がいないという場合に当たると思うんですが、そういった場合につきましては納税通知書の公示送達をするという形で課税、実際のところは課税をすることになるんですが、そういう方、結局誰も申し出、公示送達につきましては、こういう納税通知書を送りましたよという効果が発生するということになりまして、それ以降、そういった方の誰か身内の方が申し出がない限りは、実際には固定資産税が納付されることはないかと思っておりますが、一応、いわゆる相続人がない方についても公示送達という形では課税をしております。以上であります。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

そういった形で納税されないお金について、本町において不納欠損処理したような、そういった例はありますか。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

相続人が相続放棄とか、それとか相続人がいないという、そういった場合についてな

んですが、先ほどの総務部長の答弁にもありましたように、平成30年度にそういった公示送達をしている方のうち、実際平成30年度につきましては不納欠損をした例はなかったんですが、そういった方の中で、実際に不納欠損処理となった方につきましては、税額といたしましては固定資産税が53万6,900円あります。そのうち土地につきましては34万2,600円あります。以上であります。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

固定資産税のことは、まだ勉強不足なので、余り突っ込んで聞いても自分のほうもまだわかっておりませんもんですから、次の4番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問2-4、空き家等の適正な管理に関する条例で、助言の対象となった空き家38軒のうち、通知書が返送された11軒に対して、どのような方法で所有者を特定し助言を行ったのかについて答弁をさせていただきます。

本町では、平成27年度に南知多町空き家等の適正な管理に関する条例に基づき、基準に該当する空き家38軒を助言の対象として抽出し、その所有者等に対して改善を求める文書を送達しましたところ、そのうち11軒が送達されずに返送されてまいりました。

この11軒につきましては、その後、登記簿情報や住民基本台帳情報、固定資産税に係る税情報などにより、本人や相続人等の特定と、その最新の住所地等の調査を進めました。

その結果、同年度中において、11軒中7軒につきましては所有者または相続人等の特定ができたものの、残る4軒につきましては特定作業を完了することができませんでした。

その後も相続人等の特定に努めてまいりましたが、作業ははかどっておりませんで、現在も、新たな対象物件を含めると、基準に該当する空き家107軒中の10軒の物件で所有者や相続人等が不明の状況がございます。以上です。

(3番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

空き家の場合の所有者のわからない土地というのが結構ありますよね。ここに空き家対策計画というのを持ってきていますが、平成28年だったかな、調査が。平成28年の10月から調査をした中で、990件空き家候補があった中で、そのうちの273件が所有者等の住所が不明であったというような事実がありますが、この273件は、その後調査したとかしないとかはどうなんですか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

ただいまの空き家の調査の時点で273件の所有者不明の物件があったものにつきまして、その後調査をしたかどうかについてお答えをさせていただきます。

その後、今、先ほどの部長の答弁の中にもございました、現在107件が特定空き家に該当する物件ということで、こちらのほうは把握をしております。そういったものにつきましては、現在も特定作業を進めておりますが、273件全てについては、その後所有者を特定する作業はできていないという状況でございます。以上でございます。

（3番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

この調査をしたときに717件のうち返信があったのが378件と、これ、717件に発送した中で、いわゆる送付先がわからずに返ってきたような、そういった件数がわかれば教えてください。

○議長（藤井満久君）

わかりますか。

（3番議員挙手）

片山議員。

○3番（片山陽市君）

このように、土地だけじゃなく、空き家も所有者がわからないというのが結構ありま

す。土地については誰も住んでいないもんですから、荒れておるところが誰の土地かとか、そういったことは本当にわからないという形で、相続人が、例えば、そもそも南知多町に住んだことのない方が相続していらっしゃるという例もたくさんあると思います。そういった方たちが山林だとか、先祖代々の農地だとか、一体どこにあるのかわからないという人が多分たくさんお見えになると思うんですね。そういった方たちに、じゃあ管理をしてほしいと言っても、自分の土地がどこかわからないのに、管理すらできないというのが現状だと思います。

内海の場合で申しわけないですけど、以前やりました暫定用途地域の中にも荒れ果てたような農地がたくさんあります。本当に草刈りぐらいやってほしいなと思っても、通知をしても、ひょっとしたら所有者がわからずに戻ってきておる土地もあるのかなというふうに考えながら、暫定用途地域の解消もなかなか進んでいないようですけど、そういった問題も絡めて、やっぱり所有者がわからないと、解消にも向けて、なかなか難しい問題になっちゃいますので、南知多町としては、土地の所有者がほぼほぼわかっているよと、今そういう状況みたいなので、まだまだ安心はできますけれども、近い将来、いずれはやっぱりわからない土地がどんどん出てくるのかなというふうに思いますので、国の動きに合わせてですけど、南知多町としても対策計画を練っていただいて、準備をしていただければと思います。

以上をもって質問を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

以上で片山陽市議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時25分といたします。

〔 休憩 10時16分 〕

〔 再開 10時25分 〕

**○議長（藤井満久君）**

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

4番、小嶋完作議員。

**○4番（小嶋完作君）**

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

大きい1番です。本町の防災対策の現状と今後について。

5月1日より元号も令和となり、新しい時代の幕あけとなりました。世の中は祝賀ム

ードにあふれています。

しかしながら、本町の現状は大変厳しい問題が山積しております。特に防災面においては、南海トラフによる地震や津波への対策や、近年全国各地で起きる自然災害の被害の大きさに対する対策など、行政としてもできる限り万全の体制を整える責任もあります。何もしなければ何も変わりません。

そこで、町の防災対策について、以下の質問をします。

1番、片名地区には、今まで災害時における避難先が知らされていませんでした。これはなぜですか。また、今後指定する予定はあるか。

2番、平成31年4月1日現在、特別職を除く職員208人のうち、町外在住の職員は107人であり、半数以上です。予期せぬ地震など大規模災害に見舞われた場合、実際にどの程度の職員が参集できると見込んでいるのか。また、災害対策の指揮等も含めて、少人数の職員での迅速な対応ができるのか。

3番、各被災地において、公園等の駐車場に車をとめ、住宅のかわりとして避難生活を送る被災者も見受けられます、このように、災害時の避難場所としても活用できる、名称はともかく、道の駅などを行政が積極的に建設することに取り組む考えはないか。

大きい2番です。海岸・海水浴場の利用と管理について。

もうすぐ海水浴のシーズンとなり、本町各海水浴場関係者にとっては一番忙しい時期がやってきます。また、海岸での利用もふえてくる季節となります。

そこで、以下の質問をします。

1番、バーベキュー需要の増大から、全国で河川・海岸でのバーベキューの後始末、ごみの放置が問題になっております。本町では現状はどうか。

2番、町内の海岸でバーベキューやキャンプ等を行うことができる海岸はあるか。できるとすれば、どのような手続を得てできるのか。

3番、海岸保全施設の整備は町が行っているが、海岸利用における管理は誰が行っているのか。また、利用料金を取ることに問題はないのか。

4番、内海には、お客さんをいつでもきれいな砂浜で迎えるようにと清掃活動を主とした発展会という組織があると聞きますが、区所有の土地や砂浜はどのように活用しているのか。

壇上での質問は以上です。再質問につきましては自席にて行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の1-1、片名地区には、今まで災害時における避難先が知らされていませんでした。これはなぜですか。また、今後指定する予定はあるかについて答弁をさせていただきます。

本町では、地域防災計画において、31カ所の公共施設等を避難所として指定しております。

実際に災害が発生した場合には、その規模や被害の状況、発生時間帯等により避難行動が必要となる区域や対象者数、避難経路の状況もさまざまであるため、いずれの避難所においても施設ごとに受け入れ地区を指定しているということはありません。

また、今後におきましても、片名区に限らず、災害時の避難所を各地区に固定的に割り当てるということは考えておりません。

避難先につきましては、防災マップや平成28年度に各世帯に配付をいたしました災害・避難カード、防災カルテを参考に、各御家庭におきましても、家族でよく話し合い、確認していただきたいと思っております。以上です。

（4番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

多かれ少なかれ、課せられた税金を皆納めているんです。やはり地区によってこのような差があってははいけませんと思います。避難勧告時には、片名区が希望する場所を早急に決めてもらえますか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

こちらのほうで、片名区の方はこの避難所に全員が避難をしてくださいと、このような指定をする考えはございませんが、昨年度から、当初の基準といたしまして、現在8カ所避難所を開設しておるところに加えまして、総合体育館を避難所として開設しておるところでございます。また、実際に避難者の受け入れも行っております。

受け入れ地区を指定して、ここも開設しているものではございませんが、片名区の方、こういった施設を利用するといったようなことであれば、こちらのほうとしては受け入れの体制も整えていきたいと、このように考えております。

○4番（小嶋完作君）

次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の1-2、町外在住の職員が半数以上であり、予期せぬ大規模災害の場合、実際にどの程度の職員が参集できると見込んでいるか、また、災害対策の指揮等も含めて、少人数の職員での迅速な対応ができるのかについて答弁をさせていただきます。

南海トラフ地震などの大規模災害発生時におきましては、全職員体制で災害対応に当たると、このように考えております。発災初期には本町への主要なアクセスルートが遮断されることが予想されまして、町外からの職員の参集時刻に大きな影響が生ずるものと考えております。

しかし、一方で、津波や土砂災害など、特に本町の地域に大きな被害をもたらすような状況も想定をされます。町内在住の職員自身やその居住集落が大きな被害を受けると、こうしたことも考えられます。

また、これは一つの想定としか言えませんけれども、例えば、全ての職員が徒歩で本町、または両島の場合はその両島の拠点施設のほうに参集すると、こうしたことを考えた場合に、例えば内海地区の職員につきましては2時間から2時間半、内海以外の町内在住職員については、あるいは両島の職員につきましては、いずれも30分から1時間半のうちに参集できると見込んでおります。

また、町外在住職員につきましても、美浜町在住職員では2時間から4時間、武豊町より北部在住職員につきましては5時間以上がかかるものというふうに想定をしております。

災害の発生状況などによりまして、参集できる職員の人数も時間も大きく変わるものと考えられます。

いずれにいたしましても、このような大規模な災害の場合、町の職員の人員にも大き

な制約が生じてまいります。

この限られた人員が、可能な限り迅速、確実に参集をし、効率よく災害対応に当たることができるよう、役場では毎年、大規模地震の発生を想定して、全職員を対象とした情報伝達訓練・非常参集訓練を実施しております。

また、地域の消防団や自主防災会、消防署をはじめ愛知県や国の機関、さらには災害協定を締結いたしました自治体、企業、団体などとの連携や協力が、今後ますます重要になってくるものと、このように考えております。以上です。

(4番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

よくわかりました。

昨年の台風上陸の際、携帯電話もつながらなかったことがありました。災害時には十分予想されると思います。

それで、地元の各区、避難所ですね、この被害報告、情報交換、指揮など連絡手段は、町はどのように考えていますか。これは県の報告にも関係すると思いますので、その辺をちょっとお答えください。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

ただいまの小嶋議員の、各避難所と本町災害対策本部との連絡手段はどういったものがあるのかについて答弁させていただきます。

防災無線を使ったトランシーバーのようなものがございまして、そういったもので本町と各出先機関、出先との連絡体制をとるようにしております。以上でございます。

(4番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

今、防災無線とか言われましたけれども、それも既に計画に入っていますか、準備計画とか。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

ただいまの、それが既に計画に入っておるかという御質問に対してお答えさせていただきます。

こちらはもう既に今使っておる機器でございますので、計画とかということではなくて、もう既にそれを稼働させておるという状況でございます。

（4番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

今の防災無線ですけれども、区などはないところがほとんどだと思います。避難所に関しては、僕も聞いた記憶があるんですけれども、各区ですね、師崎区とか、片名区とか、区単位だと、うちのほうは駐在員制度という制度を引いておるんですけれども、実際問題その連絡手段ということでちょっと不安を感じるという意見もよく聞きますので、避難所はあれなんですけど、各区単位とか、細かくなりますけれども、その辺のことをちょっと御協力いただいて、早急に進めていただきたいなと思うんですけれども。

○議長（藤井満久君）

防災安全課長。

○防災安全課長（滝本 功君）

ただいまの小嶋議員の御質問に対しましては、現在、まだ整備をされておられませんので、今後、また自主防災会さん、あるいは地元の区の関係者の方々と要望を確認しながら、また検討をしてみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（4番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

もう一つ、職員もいろいろ事情を考えて町外へ転出したと思いますけれども、町長が人口減少ストップ、日本一住みやすいまちづくりをスローガンに掲げているんですから、一丁目一番地、役場ですよ。表現がいいか悪いかわかんないですけれども、職員も、

やはり町民の安心・安全のために協力してほしいですね、町長、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

小嶋議員のおっしゃる意味はわかっておりますが、公助というのは、その公助の量というか、能力というのは、物理的な職員の数と職員一人一人の資質であります。その掛け算をしたものが南知多町の公助の力だという中で、私たちのまちに住んでいるのが一応望ましいとは思ふものの、例えば職員を募集するときでもそうですし、ここに住めということが法律的に許されるものじゃないものでございまして、どこに住もうが、心はうちの職員は南知多町に全てであると。ただ物理的にここにおるほうが近いんじゃないかと、だから町長、そのほうがいいんじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、先ほど総務部長が答弁したように、ここが被害を受ける場合もあり得るわけでありまして。大災害というのは、予測できない災害においては、常に今までの訓練の、職員一人一人の能力の応用の対応がどのぐらいできるかでありまして、災害対策本部を立ち上げたときに10人しかいなかったら、10人で何をやるんだということに関しましても、そういうのが準備できておるわけございまして、今の職員がおってくれたほうが心強いよね、いいよねというのは、まさしくそういう気持ちは持っていても、そうじゃない中で公助の力をどう伸ばしていくかが訓練であり、職員一人一人の能力の精進であり、高めることの精進である、それを積み重ねてしっかり防災に対して対応していきたいと、そう思っております。

（4番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

大変よくわかりました。現実には難しいことは百も承知で言っておるんですけどね。少しでも頭の中へ入れていただくとありがたいなと思って。町民は、やっぱり災害が起きれば、高齢者、年代は別にしろ、やっぱり役場の職員というのを頼りにする傾向があると思うんです。どこか、頭の中に。だから、そういったことも町民の意見として、思いとして言わせていただきました。

次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問の1－3、災害時の避難場所としても活用できる道の駅などを行政が積極的に建設することに取り組む考えはないのかについて答弁をさせていただきます。

車中で避難生活を余儀なくされるような方につきましては、避難所を運営していく中で駐車スペースの確保や健康管理などを支援してまいります。

また、公共施設の駐車場や、あるいは公有地などにおきまして有効活用が見込まれるような場合などは、避難場所としての利用を検討していきたいと考えております。

現在、町といたしましては、道の駅整備の予定はございませんけれども、今後、新たな公共施設等の整備を計画するような場合につきましては、防災の視点も踏まえた検討をしてまいります。

（4番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

先月、5月26日にオープンした道の駅とよはしがあります。全国各地で自治体が整備主体となっているケースも多いと思うんです。難しい問題はあると思うんですけれども、ただただ難しいだけで、各地でできて南知多町でできないというのはどうかと思います。

それと、仮に、これは町の都市計画審議会でも議題になっているんですけれども、国道沿いの暫定用途地域の問題も入れて、場所はわかると思うんですけれども、そういったことを考えてはどうかかなと思うんですけれども、これは意見として述べさせていただきますので、次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問2－1、バーベキュー需要の増大から、全国で河川・海岸でのバーベキューの後始末、ごみの放置が問題となっています。本町では現状はどうかにつきまして答弁をさせていただきます。

本町では、地元観光協会などと協力し、ごみ箱の撤去により持ち帰りを推奨すること

でごみの減量化に努めていますが、バーベキューをはじめとする海岸・海水浴場でのごみの放置の問題は同様でございます。

そのため、海水浴場の利用や管理も含め、観光協会に補助金の交付や委託をしまして、年間を通して漁港・海岸などの清掃パトロール・清掃活動を実施し、海水浴場の安全対策や観光地の美化に努めております。

(4番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

具体的に海水浴場のことを言うんですけれども、ごみの処分費用は、現在町としてはどのような形で対応していますか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

ごみの撤去に関しましては、夏場の時期につきましては、町のほうで海水浴場保護及び浴客安全対策費補助金というものを出しております。そちらにおいて清掃等を行っていただいております。

それ以外の期間につきましては、海水浴場以外のものも含めまして7カ所で美化活動を実施しております。以上でございます。

○4番（小嶋完作君）

次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問2-2、町内の海岸でバーベキューやキャンプ等を行うことができる海岸はあるか。できるとすれば、どのような手続を得てできるのかにつきまして答弁させていただきます。

町内の海岸で、条例等によるバーベキューやキャンプの規制はありません。

海岸の利用については、原則自由使用であり、バーベキューやキャンプを行うことに関して手続等の法的規制はありません。

しかしながら、バーベキューやキャンプのように観光需要は多様化しており、夏季を中心に海岸利用者や海水浴客の安全を確保する観点から、地域の実情に応じて各地区で手続も含め、ルールを設けて利用していただいております。

(4 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4 番（小嶋完作君）

確かに観光面を考えると、観光協会にある程度任せるというのはよくわかります。また地域の観光事業とか、いろんなあれを見ますと、よい面も多いと思います。余り縛りばかり多くても、やっぱり現実問題これは難しいと思うんですけども、ただ、時にはやはり管理者の町が各観光協会に、ちょっと行き過ぎた面があるのであれば、やはり指導か何かをしていかないと暴走しちゃうこともないとは言えないんですよね。だから、その辺のことで、そういった姿勢もできればとってほしいというか、確かにバーベキュー増大のことはテレビ等でもよく報道されて、やっぱりそういうニーズがある以上は大変必要だし、また、海水浴で生計を立てている方もおると思うし、観光は、やっぱり町にとっても重要な産業ですので、その両面になると思うんですけども、余りにもちょっと行き過ぎたとか、間違った方向へ進むようなことがキャッチできれば、やはり管理者、町がこれはまずいといって適切な指導を入れていただきたいとは個人的に思います。

次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問 2 - 3、海岸保全施設の整備は町が行っているが、海岸利用における管理は誰が行っているのか。また、利用料金を取ることに問題はないのかにつきまして答弁させていただきます。

海水浴場としての海岸利用における管理は、それぞれの地域の実情に応じたきめ細やかな対応が必要となるため、地元観光協会などをお願いしております。

利用料金ではありませんが、海水浴場の維持・環境美化の観点から、放置されたごみ処理費用を捻出するため、地元観光協会などが利用者から清掃協力のための寄附金をお願いしているところもあります。寄附金につきましては、強制的に徴収するものではな

く、また場所代ではないため、法的に問題はないと考えております。

(4 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4 番（小嶋完作君）

写真を手元に持っています。内海・小柵海水浴場で2枚の看板を見ました。

1番の写真です。少し読みます。テント・バーベキュー設営における注意事項。1. 必ず指定区域内での設営とする。2. テント1張り1,000円、バーベキュー1台1,000円。下の案内図には設営指定区域が表記されています。

続きまして、もう一枚ですけれども、2番の写真です。テント・バーベキュー設営について。この海岸は特別許可区域につき、持ち込み時に下記の料金をお支払ください。テント1張り1,000円、バーベキュー1台1,000円。いずれも内海観光協会としてあります。

看板は決して新しくなく、年数もたっていると思います。ただ、バーベキュー禁止の海岸で、どうしてこのような看板がすぐ近くに長年設置してあるのか不思議な感じです。

写真にもあると思うんですけれども、町が施設内バーベキュー・テントの禁止の看板を出しているのです。禁止で統一すべきではないですか、これは。また、自前のものを持ち込んでも料金を請求するとなれば、これはトラブルのもとになると思いますけれども、海岸管理者の町はどのようにこれを判断しますか。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

小柵緑地の海岸利用につきましては、小柵緑地内につきましてはバーベキューは禁止といたしております。ただし、砂浜等海浜地につきましては、先ほど答弁でもありましたとおり、海岸法により自由使用という形になっておりますので、バーベキュー等の規制はできておりません。

小嶋議員が指摘されるように、テント・バーベキュー設営についてというのがあります。その中で、特別許可区域という形の記述があります。こちらにつきましては、町で指定した許可区域ではございません。観光協会のほうが、一般の海水浴客とエリア分けをするためにそういった名称を使っているものだと思います。

また、料金をお支払くださいという表現につきましては、料金を徴収するというような誤解を招くような表記になっておりますので、こちらにつきましては早急に撤去するよう指導していきたいと考えております。以上でございます。

(4 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4 番（小嶋完作君）

そうすると、町の許可も得ずに、勝手な内容で看板をつくり設置していたということですよね。これは思うに特別許可区域、町も許可していないことでしたら、これは事実でないことで代金を請求して代金をもらう行為、これは問題が違ってきませんか。海岸の管理者の町はどのようにこれを思いますかね、個人的にはちょっと変だと思っすけどね。誤解を招くとか、今、課長が言われたんですけれども、僕はぱっと目についたときに、えっと正直びっくりしたんですわ。その辺のことをちょっと答えられる範囲でお答えできませんかね。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（鈴木淳二君）

海岸の利用につきましては、先ほど答弁にもありましたように、きめ細やかな利用ができるように、観光協会のほうにお願いしております。そういったことから弾力的な運営ということに努めておりますが、法的に少し行き過ぎな点もございますので、今後につきましては、そちらのほうにも改善するように指導していきたいと考えております。以上でございます。

(4 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4 番（小嶋完作君）

早急に撤去なり、改善してください。これはやっぱり僕だけじゃなくて、写真も資料で渡したんですけれども、正直言ってびっくりしちゃったんです。それで特別許可区域なんてあるのかなと思って、それで看板どおりですけれども、何度も繰り返しますけれども、下記の料金を支払ってくださいとあって、それで持ち込み、要は自前ですよ、

自前のものを持ち込んで、特別許可区域だからお金を下さいなんて言ったら、僕がお客だったら怒っちゃいますよ、これ。何をばかなことを言っておるんだとって。

だから、そういったことも踏まえて、やっぱり先ほど片山議員も言われたんですけど、ふだん何げなく見ておっても通り過ぎちゃうことは人間誰でもあるんです。僕もたまたまそうやって2回ぐらい見たときに、おやつというような感じで、これは一体どういうことなんだということで今回質問をさせてもらったんですけれども、改めることは早急に一日も早く、あしたでも改めていただきたいと思います。

次をお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問2-4、内海には、お客さんをいつでもきれいな砂浜で迎えるようにと清掃活動を主とした発展会という組織があると聞いていますが、区所有の土地や砂浜をどのように活用しているかにつきまして答弁させていただきます。

内海では、東端地区、中之郷地区、西端地区、吹越地区に発展会組織があります。それぞれの発展会は、海岸の清掃活動をするとともに、夜間のパトロールを実施し、お客様に対し、快適かつ安心・安全な海水浴場の整備に貢献していただいております。

区所有の土地については、民有地でありますので、それぞれの所有者において駐車場等で活用していると認識しています。

砂浜については、砂浜の映画館、地びき網体験を開催し、活用している事例があります。

（4番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

5月の10連休のころですかね、国道247号沿い内海の吹越地区で、この看板の写真を見ました。3番の写真です。少し読みます。

浜辺でバーベキュー、西浜バーベキュービーチ1,000円、矢印が書いてありますよね。それで下のほうに吹越発展会としてあります。この看板、どう見ても営業の看板にしか見えません。それと、ホームページにも明らかに営業的な案内が載せられています。

実を言うと、この海岸で、ふと思って、何年か前にとまって調べてみました。資料の中に入っていると思うんですけども、平成28年7月26日、中日新聞の知多版です。少し読みます。

吹越発展会が無断で内海海水浴場に設置していたバーベキュー設備などを撤去した、ここからですね、町によると、現地は港湾法が定める港湾隣接地域で、会は占用に必要な町の許可を得ていなかった。会に対して観光協会と漁協の同意を得た上で、地元の区を通じて許可の申請を出すか撤去するように求めていたと書かれています。これは新聞記事どおり、観光協会、漁協の同意は必要と考えますか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

小嶋議員の御質問でございますバーベキューのベンチセットの撤去について、観光協会、あるいは漁協の同意が必要かということに関しまして答弁させていただきます。

南知多町の管理する海岸におきましては、占用物件、特に海水浴場の中での占用物件におきましては、無秩序な乱立を避けるために、町の関係機関に対しまして同意が得られたものを占用の許可の基準といたしております。以上でございます。

（4番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

同意が必要という認識ですね、もちろんね。

それで、私は5月27日午前、これは事情を聞きに漁協に行きました。この看板の、3番の写真ですね。看板の写真に驚かれた様子で、コピーをとりたいと漁協がコピーをとりました。それで、これまでのいろんな経緯などいろいろ話を聞いてきました。はっきり言えることは、僕が行った5月27日現在まで、漁協のほうは口頭でも書面でも同意はしていないということだったんです。しかし、5月の10連休には既に営業しています。連休真っ最中だったかな、ちょっと内海関係者のほうから、ちょっとそういう趣旨の連絡があつて、宿直の方をお願いして、現場をちょっと確認しておいてほしいと僕がかけました。10連休には既に営業してあるんです。ただ漁協の話を聞きますと、はっきり言われたのが、僕が行った5月27日現在まで、書面でも何も同意はしていないと言われて

違っているんです、明らかに。

それで、個人的に思うんですけれども、とやかくどうのこうの、先ほども僕の意見で言ったんですけれども、これはやっぱり手順の問題で、必要な同意とか何か全て得た上で町も許可してやれば、何の問題もないんです、こんな話は。きちっと手順が踏んでいないということなんです。言いたいことはわかると思うんですけど、ちゃんとルールを守っておるところは幾らでもあるんです。ただ、こういうことが起きますんで、繰り返しになるんですけれども、やはり町として任せきりもいかわかんないんですけども、やはり指導をきちっとしてもらわないと、脱線していく部分が出てくるんですよね、こういったことで。だから、今後のそういう町の指導も含めて、早急に改めてほしいというのが僕の意見なんですけれども、これは内海だけの問題ではなく、町の海岸、海水浴場にも影響が十分出てくるおそれがあると僕は個人的に思いますので、きちっと整理してほしいと思うんです。何年前か、その新聞記事も出たとおりに、僕はぱっと見てまたかと思ったんです、また同じことかといって。それで念のための漁協に事情を伺ったらびっくりした様子で同意などしていないと言っているから、えっというような話になってきたんです。その辺のことがありますんで、くどくど言いませんが、こういったことは現実起きてきますんで、今後、きちっと指導なりしていただきたい。

それでまず、これも繰り返しになるんですけれども、内海だけじゃなくて、南知多町にとっても観光というのは大事なことです。大事な産業なんですよ。ただ、ある程度観光客、お客の目ということも考えてほしいんです。前にも言ったように、僕が、例えば小柵海岸へ行って、自前のパラソルを持ってテントを張って取りに来たら、何を言っておるんだというような感じになりますよね。だから、お客の目を考えてほしい、そういう面も。だから、今後そういったことを本当にきちっと指導していただきたいと思うんですけれども、町長、できればちょっとお答えいただけませんかね。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

小嶋議員の御指摘に対しまして、お答えを申し上げます。

まず海水浴場、南知多町に5つございます。その中で、日間賀島と内海においては管理者であるのは町でございます。国から委託を受けて管理者となっております。

篠島においても県とはいうものの、山海においても県の管理する海岸においても町の

管理に対してある程度、その2つの海水浴場に対しても同じように町は管理をせないか  
んかなとは思っておるところはあります。

そこで今回の、特に内海の写真が多かったので、内海のことに関して言いますと、ま  
ず町が全体的な海岸の管理に対しまして南知多観光協会にお願いします。そこから観光  
協会から各支部に具体的な管理の、あるいは利用の仕方に対してまた委託をするとい  
う形をとります。そこから、実は内海地区にとりましては、昔からの流れで、11区とい  
いますか、海岸の地先に対しましていろんな区が、例えば砂防の管理も含めまして、以前  
は浜の中で、いろんな訪れるお客様に対してのサービス事業もやっておりました。そう  
いう中から各担当区が協議をする中に、観光協会の中に入って行って、その中でいろ  
いろここをどういうふうにするかとか、こういう問題があるがどうしましょうかとかい  
うことに関して、我々産業振興課、建設課が会議に加わるという形でこの管理全体をや  
っておりますので、その中でもっときめ細やかに、例えばこの質問にございました料金を  
取るのかと。料金というのは取れないわけじゃないんですが、基本的に協力費というも  
のが一部のバーベキューの人だけでいいのかとか、あまねく海岸に来るお客様全員に  
対して寄附を募るとか、それならいいでしょうけれども、一部の人に限って、こういう形  
を、幾らその利用料じゃなくて協力費だよと言っても通用するのかとか、看板一つにと  
りまして、こういう表記で誤解を受けるんじゃないかとか、さまざまな面で観光振興、  
あるいはごみの処理に対して各担当の区や何かも非常に困っておることは事実ですし、  
外国人との文化の差もありまして、夜遅くまでということに対して指導するということが、  
なかなか現場へ行くと厳しいなというのも感じるところがあります。ただ、それ  
に対応していかなきゃいけないさまざまな面での議論の中でできてくるのを、町がどの面  
で関与していくかというのは、補助金が正しく使われているかということもありますし、  
もう一つは公序良俗、あるいは法令に抵触しておるところがあるんじゃないかとかい  
う点でもっと関与を、例えばどういう看板をつくるかまで関与していかないかなとい  
うことをつくづく感じるような内容だと僕は感じました。

聞いたら、指導していないわけじゃないが、観光協会が第一義的にこういうふうな名  
前で入っていると。その下にずっと協議をされていた人たちの中の思いが入っていると。  
それに対してこういう表現が現実には誤解を生む、使用料みたいな意味でとられても  
しようがないような状態になっているということに関しては早急に、議員がおっしゃる  
ように、対応するように指示を出しておきますし、できるだけ自由に、観光振興に対し

て安全・安心を第一にしておりますけれども、管理に対して、もっとこういうものをつくりたいとか、こういうものを置きたい、例えばウォータースライダーみたいなものをこの前置きました。それに対しても占用許可を出しました。ただ、その占用許可が申請をしてもらっても出せないところについては撤去命令を出す指導をしていきますが、おおよそ観光協会の方たちが一生懸命考えて訪れるお客様に対してやる中では、ぎりぎりのところまでは応援していかないかなということのうち職員は頑張ってくれておると思うんですが、あくまでも結果が全てでございまして、このような看板に対しまして、果たして正式にエリアを区切ってバーベキュー場をつくれる方法があるのか、そういうことをやっている海岸もあるわけございまして、そういうことを含めまして、まず一般の、例えば内海ですと、千鳥ヶ浜の真ん中でバーベキューや何かみんなやられたら、それは安全じゃないですから、どこかへ集める必要があるかなということもありますし、それが正規にできるかなということもございまして。そういうことも総合的に判断しながら、個々のこういう事案でさまざまな方々に誤解を受けるような状態は、一刻も早く解消していかなくてはならないということに対しましては、そうしてまいります。よろしく申し上げます。

(4番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

小嶋議員。

○4番（小嶋完作君）

今、町長の言葉でも出てきたんですけれども、個人的に、あくまでも意見として言わせていただきたいんですけれども、ずうっと見ておって、やはりその場しのぎでは根本的な解決になりませんので、バーベキューをやれるところも用意しちゃうとか、極端な話。そこでお金を支払ってもらって利用してもらって、それ以外はもうだめですよとって、例えばそういった方法なども、これを機に町もちょっと考えていただきたいなと思うんです。その場しのぎだと、いろんなあれが、こうだからこうだからと出てくるとだめですんで、やっぱり需要も多いことはわかっていますんで、その辺のことを、これを機に町や観光協会、いろんな関係団体、みんな意見を出し合った上で、一つの考えですけど、ここでやってくださいと用意しちゃって、そこでお金をいただいて利用してもらおうとか、それ以外は認めないとか、そういったことができれば、そういったことも考えていただきたいなと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で小嶋完作議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

〔 休憩 11時15分 〕

〔 再開 11時25分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

まず、片山議員の質問に対し、総務部長より答弁の申し出がありましたので、許可します。

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

先ほどの片山議員の御質問の中で、空き家のアンケートの送付、そして、その不明の案件につきまして、その後の調査はしたかどうかという、そういった御質問がございました。これについての説明のほうは不足しておりましたので、答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどの御質問にありましたように、空き家として調査をいたしました990軒の中から917軒につきまして、そのアンケートの対象として抽出をいたしまして、そこにアンケートを送付するという中で、このうちの717軒につきましては送付先である所有者等が判明したということで、こちらのほうにはお送りをさせていただいたわけですが、残る200軒につきましては所有者の把握ができなかったということでアンケートのほうはできませんでした。

この不明の200軒につきましてですが、これについてはその後の調査のほうは行っておりません。先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり、危険空き家に対するものの相続人等の調査、こちらのほうは進めておりますが、このアンケートの対象者の不明分につきましては、その後は調査のほうは進んでおりません。以上です。

○議長（藤井満久君）

以上で答弁を終了します。

次に、11番、榎戸陵友議員。

○11番（榎戸陵友君）

皆さん、おはようございます。

令和元年度、初議会の3番目の質問となります。

ただいま議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

壇上では通告書の朗読によりますので、よろしく願いいたします。

1. 保育園児の安全管理の徹底に。

令和元年5月8日、大津市大萱6丁目の県道交差点で乗用車と軽乗用車が衝突し、その弾みで軽乗用車が歩道に乗り上げ、信号待ちをしていた2歳から3歳の保育園児13人と保育士3人の列に突っ込んだ。園児2人が死亡、1人が重体、13人が重軽傷を負った。家族の悲しみの大きさはいかばかりかと思うと、悔しさが込み上げてきます。このような痛ましい事故は、決してあってはならない。各地の保育現場にも衝撃を与えた。

どうやって身を守ればいいのかとの戸惑いも聞かれ、既に田原市では防護柵設置の方針を明らかにしているほか、各自治体の模索が始まっている。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 町内の保育所では、園外活動の散歩を定期的実施しているか。

2. 散歩のコースはどのような条件で決めているか。また、こういった条件であれば散歩を許可しているか。

3. 今後、散歩のコースや歩道等の危険箇所の点検を実施する考えはあるか。

4. 各保育所にどのような安全対策の指導をしていくのか。

次に2つ目としまして、通学バスの利用対策について。

令和元年5月28日、川崎市多摩区登戸新町の路上で、51歳の男が私立カリタス小学校に通うためスクールバスを待っていた小学生らを次々と包丁で襲い、児童1人と保護者1人が死亡、17人が重軽傷を負った。またもや児童を巻き込む殺傷事件が繰り返された。

容疑者死亡のため、犯行の動機は不明だが、何らかの負の感情を子どもという弱者の命を奪うことに向けた犯行は卑劣で許しがたい。

今回、惨事の現場となったスクールバスは、通学路の安全対策の一つの究極の形ともみなされていただけに、衝撃も大きい。子どもが安心できる社会の構築が早急に望まれる。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1. 現在、本町にスクールバスは何台あるか。通学にスクールバスを利用している児童は何人いるか。

2. 集合場所はどのようなところか、また、どのような体制で児童はバスを待っているのか。

3. この事件を受け、点検する必要があると思うがいかがか。

4. ほかの自治体では、スクールバスに教員を同乗させているところもあるが、本町はどうか。考えてみてはどうか。

5. ある学校法人が運営する小学校では、運転手に全員元自衛官を採用するなどして安全対策をとっているが、本町のスクールバスの運転手には何か条件はあるか。

6. この事件では、教頭先生の対応が迅速で適切であり、冷静な判断があったから被害が少なかったと言われているが、本町でこのような場面に遭遇した場合、各集合場所で対応できるマニュアルや訓練はできているか。

以上で、壇上での質問は終わります。町当局の明確なる答弁をお願いしたいと思います。なお、再質問は自席で行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、御質問1-1、町内の保育所では、園外活動の散歩を定期的に行っているのかについて答弁させていただきます。

厚生労働省が制定している保育所保育指針において、保育所外での活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要な活動であると位置づけられており、本町といたしましても、各保育所において四季を感じ、南知多の生活に触れ、子どもの感性を豊かにするため、年間計画を立て、定期的な散歩を実施しております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

年間計画を立てて定期的に行っていると言われました。

園児の散歩の理由というのが3つぐらいここにもありまして、1つは感受性、好奇心を育てる、散歩の途中で、園内で見られない花や木、昆虫を見つけ、この発見を通して感受性が磨かれ、関心が広がり、好奇心が生まれるとも言われております。

そして、2つ目には交通ルールを学ぶ。歩道を歩くときに左右をよく見て車が来ないか確認することなど、交通ルールが学べる。

そして、3つ目は協調性を身につけるということで、散歩は団体行動であります。前の友達についていく、あるいは列から離れない、みんなで協力した行動で協調性を育むと言われております。ぜひとも定期的実施をしていただきたい。園児たちの歓声は地域の中にあると大変明るくて、地域も活性化されたような、住民の皆さんもうれしく思うような、そんな気がいたします。どうか続けていただきたいと思います。

2番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1-2、散歩のコースはどのような条件で決められているか、また、どういった条件であれば散歩を許可しているかについて答弁をさせていただきます。

保育所から予定時間以内で回れる範囲において、自然を感じる、まちを知るなどテーマに沿い、道路状況や安全面を考慮して決めております。各保育所から届け出のあったコースにつきましては、福祉課において特に危険がないと判断できれば認めております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ありがとうございます。

保育所のほうからコースを決めて、こちらのほうで決定をしてするというので、もうちょっと具体的にお聞かせ願えますか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

それでは、散歩のコースの決定につきまして御説明させていただきます。

各保育所におきましては、保育所行事実施届というものを提出していただいております。これは大きい行事のほか、各定期的に行っている散歩におきましても、こういった

届け出書のほうを提出していただいております。

その届け出書につきましては、それぞれ目的ですとか、あるいは日時等を記載していただくもの、それから散歩につきましては、それぞれの散歩コースを全て図面を添付していただきまして、福祉課のほうに提出していただいております。

福祉課のほうは、その届け出書の内容のほうを確認いたしまして、それぞれ各保育所におきまして許可のほうを出しております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

許可を取り消した場合ってありましたか。

○議長（藤井満久君）

福祉課長。

○福祉課長（相川和英君）

保育所のほうから出てきました散歩コースにつきまして、許可を取り消したというところはないんですけれども、やはり横断が危険なところが確認された場所がありましたので、そちらにつきましてはコースの変更のほうを依頼しております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

危険なところには行かないようにしていただきたいと思います。

散歩するときには、子ども目線に立って横断歩道を渡るときなど注意していただきたいと思います。また交通量が少なく、路幅の広い道を選ぶと思うんですけれども、そんな中でも、交通量が少なくても一方通行で細い道はかえって危険だと言われております。そういったところも注意していただきたいと思います。また、歩行者の少ない時間帯も選んでいただきたいと思います。そして、外出は毎回危険があるという認識で子どもたちを見守っていただきたいと思います。

それと、散歩の種類にもいろいろあると思うんですけれども、例えば津波に対する避難訓練のときも散歩の一つだと思います。師崎保育所は、知ってのとおり、海岸のすぐ

横にあります。山へ避難する場合ですけれども、大きな国道を通ります。そのときの横断歩道の対策もいろいろな必要が現在もされていると思いますけれども、もっとしっかりやっていたかねばならないと感じます。

例えば、横断歩道の明確化ということでカラーにするとか、あるいは子どもを乗せる台車の確保とか、事故防止の防護柵の設置とか、交差点でなくても横断歩道を渡る、ファミリーマートの前のところですが、そういったところに今後何か対策をする計画はありますか、またしていただきたいと思いますけれども。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの榎戸議員の御質問、師崎保育所から北側に行ったところかと思えます。ファミリーマートの前の国道247号の横断部分だと理解しております。

その部分につきましては、今回、ルートの中で、散歩ルート、特に横断するルートにおいて、国道や県道など幹線道路につきましては、車のスピードが出やすい道路ということで一つ条件を絞りまして、防護柵がない交差点についての調査をしております。その中で、その部分につきましては防護柵、既に設置されております。したがって、特にファミリーマートの前の横断歩道につきましては既に設置済みということで、対策箇所としては上げてはございません。

ただ、今おっしゃられましたように、横断歩道があるよということを注意喚起するか、そういった部分につきましては、まだまだこれから検討の余地があるのであれば、積極的に愛知県のように働きかけてまいりたいと思っております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

横断歩道がもっとわかりやすいような対策もしていただきたいと、このように思います。また、県のほうにも要望もお願いしたいと思います。

次、3番をお願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1－3、今後、散歩のコースや歩道等の危険箇所の点検を実施する考えはあるかについて答弁させていただきます。

今回の事故を踏まえ、事故後すぐに保育所ごとで散歩コースの再点検を行い、5月に行われた保育所長会においても、散歩時の安全確認の徹底を図っております。

また、保育所を所轄する厚生労働省はもとより、道路を所轄する国土交通省からも園児等の交通安全の確保の徹底を求められております。本町といたしましても、各担当と連携し、散歩コースや歩道等の点検を実施しており、危険箇所については安全対策に努めていきたいと考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

子どもが巻き込まれた事故をめぐっては、2012年に京都で集団登校中の小学生らが死傷した事故を受けて、全国の公立小学校の通学路の緊急点検が行われ、危険箇所を確認、その結果、路肩の拡幅、ガードレールやガードポールの設置、信号機や横断歩道の新設などの対策が実施されてきました。

しかし、幼稚園や保育園の通園や散歩のルートは対象外として、これまで見落とされてきたことにより今回の事故が起きてしまったと指摘をされております。

そこで、今質問したわけでございますけれども、実施をしたということで、結果はわかっておりますか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの榎戸議員の御質問にお答えいたします。

ルートの点検をした結果はどうかということで、先ほどの質問でも少し触れましたが、園児の散歩ルートの中で横断する部分、特に信号のあるなしにかかわらず、横断歩道を中心とした危険箇所に対しまして独自の調査をいたしました。その結果ですが、内海保育所周辺につきましては、県道半田南知多線において横断部分が4カ所ございます。その4カ所のうち対策の必要な箇所といたしまして、4カ所全て対策が必要であるという

ふうに調査をいたしました。

また、かるも保育所周辺につきましては、国道247号に危険箇所が3カ所ございます。

大井保育所周辺につきましては、国道247号に1カ所ございます。

師崎保育所周辺につきましては、国道ではないんですが、町道を一個中に入った漁港周辺に近い道ですが、こちらのほうで2カ所、ガードレールの対策がない場所があります。

しかしながら、対策が可能かどうかということでございますが、道路の幅員が狭い箇所が非常に多いです。用地がございません。設置することによって道路の幅を圧迫するようなものが大変多くて、設置の対策の可能な箇所と捉えているのは、10カ所のうち5カ所となっております。以上でございます。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

早速点検をしていただいて、10カ所あるということで、5カ所が対策ができないということでございますけれども、そういったところも何とか子どもたちが安心・安全にお散歩ができるように、横断ができるように、そういった知恵を絞って対策をとっていただきたいと思います。

阿久比町でも既に調査を終えて、歩道のある町道の横断歩道交差点のうち、安全柵などの設置がない場所が9カ所あったということで、県や国の動向を踏まえて検討をしているということでございます。

それこそ交差点の防護柵というのは、南知多町内ではちゃんとできておられたんでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

ただいまの御質問、町内での全ての交差点というふうにご捉えてお答えします。

町内全ての交差点につきましては、これまでも調査をしております。把握しておりません。ただし、通学路を含みまして、今回あわせて、再度、保育所のルートとあわせまして通学路を全て調査いたしております。その通学路の部分を含めましての対策が必

要かどうかということの数值は拾い上げておりますので、そちらのほうで回答をさせていただきます。

全ての箇所数で防護柵があるにかかわらず、全ての箇所数で52カ所、中学生、あるいは小学生の通学路ですね、あるいは保育所の横断する横断歩道につきましては、全部で52カ所ございました。この52カ所のうち、対策が必要であるという箇所数につきましては、通学路で37カ所、先ほど申しましたように、保育の散歩ルートにおきましては、対策が必要であるのが10カ所でございます。それ以外の箇所につきましては、対策は済みということでございます。

ただ、先ほども申しましたが、用地が少ないために設置ができないという箇所もございますので、実質対策が可能な箇所ということになりますと、通学路につきましては10カ所、保育の散歩ルートにつきましては5カ所、計15カ所が対策可能というふうに判断しております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

52カ所あるということですが、通学路、そして保育所の散歩もありますけれども、本町は高齢者の方々も大変多いわけございまして、そういった方々にも配慮していただきたいなと思います。どうか、もう一度点検をしていただいて、そういった方々にも安心・安全な通行ができるような、そんな交差点にしていきたいなと思います。

さて、冒頭でも文の中で、園児2人が死亡、1人が重体、13人が重軽傷を負ったとお話いたしました。その集中治療室で治療を受けていた意識不明の重体だった男児の意識が数日前に回復をいたしました。少し気が休まるような気がしますが、このような事故が二度と起きないように、交通安全対策の強化に本町でもより一層努めていただきたいと存じます。

それで、次のような要望をさせていただきます。

まず1. 通学路をはじめとする道路の安全点検を歩行者目線で早急にいま一度行っていただきたいなと思います。

2番目、危険な待機場所へのガードレール、ポール、クッションドラム等の設置を進めること。

そして3つ目に、危険な交差点に自動車・自転車等の一時停止を促す標示を設置すること。

そして4つ目に、摩耗している見えなくなった横断歩道の白線、グリーン帯等の補修を早急に行うこと。

5つ目に、曇ったカーブミラー、あるいはそれを曇りにくいカーブミラーの導入を検討していただきたいこと。

以上、5点要望しておきます。

時間がありますけど、2はこの後にしますか。

○議長（藤井満久君）

まだ4番の答弁をやっていない。4番の答弁を。

○11番（榎戸陵友君）

お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問1－4、各保育所にどのような安全対策の指導をしていくのかについて答弁させていただきます。

既に、各保育所においては、事故対応マニュアルに従い、散歩時の安全対策の徹底を図っております。今回の事故を踏まえ、改めて散歩経路の安全確認を行い、危険と感じる箇所があれば報告するよう指導したところでございます。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

よろしくをお願いします。

○議長（藤井満久君）

よろしいですか。

○11番（榎戸陵友君）

はい。

○議長（藤井満久君）

榎戸議員の一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開は13時ゼロ分といたします。

〔 休憩 11時52分 〕

〔 再開 13時00分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

午前に引き続き、榎戸議員の一般質問に対する答弁をお願いします。

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問2-1、現在、本町にスクールバスは何台あるか、通学にスクールバスを利用している児童は何人いるかにつきまして答弁させていただきます。

現在、本町ではスクールバスを4台所有しております。乗車する児童数が少ないため、令和元年度の運行は、内海小学校2台、豊浜小学校1台であります。

スクールバスを通学で利用している児童は、内海小学校35人、豊浜小学校23人です。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

4台あるということですが、1台は予備で、故障した場合に使われるんですか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

豊浜小学校が今1台運行でございますが、残っている1台につきましては、故障という形では使うこともできますけれども、校外学習、そのほか学校活動の中で利用させていただいております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

有効に使っていただきたいと思います。

今までに、始業時に間に合わなかったことはありますか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

学校の始業時に時刻に間に合わなかったかどうかというところですが、恐れ入ります、ちょっとその中身を把握しておりません。ただ、スクールバスも時間の中で、やはり子どもが待機しておる中で、おくれたりとかいろんなものを待つかげんもございますので、可能性としては、定時、決まった時間に学校に届かないということはあると思いますが、原則的には余裕を持った形で運行しておりますので、学校の始業に間に合うような形で運行はできておると考えております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

一度確認をしておいてください。

今まで交通事故などに遭ったことはありますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

今まで交通事故等、遭ったことはあるかということですが、車両単独というか車両が看板にぶつかる事故、そういう事故についてはございますが、車に対する事故ということはありません。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

子どもを乗せておりますので、安全に運転をしていただくようお願いしたいと思います。

さて、スクールバスの運行について、委託料は幾らぐらい払われているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

恐れ入ります。今、ちょっとその資料を持っておりませんので……。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

スクールバスの運行につきましては、長期継続契約ということで3年間の契約で行っております。現在の平成31年度の契約額につきましては、月1台32万4,000円の額で行っております。ごめんなさい、1台と言いましたが、月32万4,000円の額であります。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

予算書のほうを見ると、本年度は600万の予算がついております。それで、平成28年の決算が679万で、平成29年が545万、平成30年の予算が652万ということになっております。スクールバスの購入費は幾らですか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

購入費ということでございますが、済みません、ちょっとその資料を持っていませんので、後ほど議長のほうに、また答弁の機会を得て報告させていただきたいと思っております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

スクールバスは宝くじか何かでもらったような気がするんですけども、その国からの補助金というのものもあるのかないのか、調べてわかりますか。それはわかりますか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

国からの補助金が入っておるということですが、それも額や何かも、また後ほど確認させていただきたいと思います。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

スクールバスが安全に運行されているとっております。それは今、内海が2台、豊浜が1台ということでありましてけれども、1台が余っているということで、今の現行のルートなんですけど、豊浜小学校に行くには豊丘の子どもたちを乗せていくということですが、中州とか小佐とか、そういったところの子どもたちは乗せていないんでしょうか。また、なぜですか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

豊浜小学校のスクールバスの関係で、今、榎戸議員のほうの御質問は、中州の子ども、それから小佐の子どもをスクールバスはどうかということですが、当初、スクールバス運行のときに豊丘小学校区のところをスクールバスで網羅していくということでスタートしておるスクールバスでございます。豊丘の乙方までの距離と、それから小佐や中州までの距離とでは通学の距離も違います。例えば中州の一番遠くのところで桜公園のところまでですと2.5キロぐらいということで、豊丘まで行きますと、それに1キロプラス以上ということになります。こういう距離の違いもございますので、今のところ小学校の子どもを通う距離としましては、中州、小佐にしても距離などから含めましてスクールバスの運行は今のところ考えておりません。ただし、今後、また学校、PTA、地域の方とも相談しまして、今、大変な事故も起こったところに対応できるようなものが可能であれば、そういうことも考えて進めていきたいと考えております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ぜひ検討していただきたいと思います。

2番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問2-2、集合場所はどのようなところか、またどのような体制で児童はバスを待っているのかにつきまして答弁させていただきます。

スクールバスの集合場所は、バスが安全円滑に巡回できて、児童が集合しやすく安全に待機できる場所としています。具体的には、山海ふれあい会館、地区の公民館、公会堂、町運動公園などがありますが、近くに公共施設などが無い場所につきましては、民間の土地をお借りしたり歩道などを利用したりして待機しております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

そういったところは待つ間、多分交通事故に遭わないような安全なところだと思いますけれども、しかしながら不審者の問題になりますと、そういったところでも出る可能性がございます。できましたら、その保護者とか教員とか、見守りとか付き添いを検討してはどうでしょうか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

大人によるスクールバスの集合場所での見守りということで、それを検討してはどうかということですが、現在、スクールバスの集合場所の特別な見守りというのはされておませんが、ただ、一部のところでは、例えば豊丘のアグリスのふれあい会館のところなどの下校時のスクールバスの見守りなどが週2回あったりだとか、豊丘地区の保護者の方が月に何回か程度、集合場所で見守ってもらっている形で、自主的と、あと学校の当番でかなったものはやっただいておるような状況でござい

ます。

やっぱり地域の見守りということが大切ですものですから、今後もその地域の見守り、それから保護者の方にも、できるものにつきましては皆さんの見守りで対処していくことが大事だと思っておりますので、お願いしていきたいというふうには考えております。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

子どもたちの安全、この事故が起こってすぐということで、もう少し関心を持ってみんなで気をつけていかなければならないと思います。よく検討していただきたいと思います。

3番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問2-3、この事件を受け、点検する必要があると思うが、いかがかにつきまして答弁させていただきます。

今回の事件は、従来、徒歩通学よりも安全と考えられるスクールバスを利用する児童が狙われました。そのため、再度集合場所も含め地域の目が行き届いた場所かどうかの視点で安全点検を行うよう学校に指示をし、安全確保のために具体的な対策を検討していきたいと考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

いろいろと点検をしていただいて、安全に待機できるようにしていただきたいと思えます。

さて、山形県新庄市では、警察や自治体の担当者が集まり、スクールバスの運行状況など情報を共有いたしました。その中には小・中学校の校長やスクールバスの管理担当者も含まれております。警察は、スクールバスの運行状況や停留所の数などを把握して

おらず、情報の共有を図ったとしております。その結果、共有した情報をもとにスクールバスや登下校時の危険箇所を把握し、パトロールに活用していくと決めております。また、犯罪抑止のためにスクールバスにドライブレコーダーを設置し、そういったことを推進していくということも協議されました。

このように、警察との連携も視野に入れて一応点検をしていただきたいと思います。警察のパトロールがあれば不審者への抑止にもつながるし、また一般ドライバーも交通規則を守り、子どもたちは安心・安全に待機ができたりすると思うんですけども、こういった面はどのように考えますか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

スクールバスの集合場所での点検、それから警察との情報共有、協力体制ということですが、やはり防犯の視点から見ての点検、それからあと、これは先ほどの見守りのこともちょっとつながりますが、地域でも本当にウォーキングとかジョギングとか、仕事をしている方とか、いろんな人の日常の中での防犯の視点で思っている多くの人の見守りをいただいてというところで犯罪抑止の効果を期待するということと、あと警察のほうに、その集合場所、それからもう一つ含めて通学路の情報共有などを、やはり強くしていきたいと考えております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

ぜひお願いしたいと思います。

4番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問2-4、ほかの自治体ではスクールバスに教員を同乗させているところもあるが、本町はどうか、考えてみてはどうかにつきまして答弁させていただきます。

子どもの登下校につきましては、本来、保護者、地域、行政でその安全を確保すべき

ものであり、スクールバスに教員を添乗させることは難しいと考えております。以上です。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

岐阜県の話ですけれども、特別支援学校17校が運行するスクールバス49台に、刺股と防護用の盾を配備しました。警察官の指導のもとに防犯訓練が行われ、教師やスクールバスの運転手は刺股の使い方を研修しました。大きな声を出し、相手を威嚇し、刺股で一定の距離を保ち、応援が来るまでの時間を稼いだりするなどアドバイスを受けました。

このように、警察官の訓練を仰いだ教員がバスに同乗すれば、子どもたちの安全も確保できるのではないかと思います。いま一度考えてみてはどうですか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

スクールバスの集合場所での事故や登下校中の事件についてということで、そういうものに対して全て学校の職員、町の臨時職員が付き添いするということは難しいと思っております。児童・生徒の登下校時における防犯対策につきましては、やはり警察、それから教育委員会もそうですけれども、それから学校に加えまして地域の住民、保護者等の関係者が連携することが一番大事と考えております。

スクールバスの乗員の関係につきましては、保安や警護などの安全対策のためにスクールバスに乗員者を乗せることについては、現状安全対策として必要であるかどうか、もう少しよく考え、その人員の確保やそのほかのこともありますので、それを検証して、スクールバスをほかの市町で走らせる中での添乗のこともございますので、そういうことも研究していきたいと考えております。

(11番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

大変難しいと思っておりますけれども、実際には特別支援学校でも行われているということ

で、他の市町の学校でも教員が乗っているというところも中にはあると思います。これは確認してありませんけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

5番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問2-5、ある学校法人が運営する小学校では、運転手に全員元自衛官を採用するなどして安全対策をとっているが、本町のスクールバスの運転手には何か条件はあるかにつきまして答弁させていただきます。

本町のスクールバスの運転は、民間の業者と委託契約を結び行っています。運転手については、委託契約において中型自動車第2種免許を取得し、運転技能がすぐれている者という条件をつけておりますが、特別に保安や警護に対するような条件はつけておりません。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

こういう事件が起こった後でございますので、やはりそういった訓練をしたような方が乗ったほうがいいのではないかなと思いますので、そういうところにも採用するときに助言をしていただきたいなと思います。

さて、阿蘇市では、阿蘇署の警察官がスクールバス運転手らを対象に護身術などの防犯対策の研修をしたとしております。停留所で見なれない人物や車を見かけた場合、子どもに知り合いかどうか確認をし、不審に感じるときにはドアをあけずに学校に戻る。また、護身術では実技指導のほか、傘や消火器、バインダーなど車にあるものを使って相手との間合いのとり方の練習をしたり、大声を出して周囲に協力を求めるというような研修を行ったそうであります。スクールバスの運転手、先ほどですと免許証の取得、あるいは技能ということだけではなくて、やはりこういったノウハウ、マニュアルも訓練が必要だと考えておりますが、今後そういったことをする予定はありますか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

今現在、訓練の予定をしておりませんが、学校のほうでの防犯の教育で今時点でやっていることの内容につきましては、通学路、スクールバスでの集合場所で、例えばそういうことで何か事故、事件、犯罪や何かが起こったときに、子どもに対しての説明としましては、まず大声で大人に伝えるように大声を上げる、これが1つ。それからあと防犯ブザーを使用する。そしてあと、どうしても危険なときには逃避行動として、スクールバスの集合場所は自宅も近いものですから、子どもの自宅へ戻るようにというような指導をしておるところでございます。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今、いろいろな指導をしているということですが、この防犯ブザーというのは全ての子どもたちが持っているのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

防犯ブザーにつきましては、小学校新1年生のときに全員配付ということで児童に配っておりまして、それを携帯して使用しているかというのを、一応通学段階等で確認させてもらうようなことで学校のほうは行っております。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

いつ何が起こるかわかりません。ぜひそれを携帯するように指導していただきたいと思います。

6番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

1つ、訂正をします。

○議長（藤井満久君）

教育部長から1つ、つけ加えて発言を許します。

○教育部長（山下雅弘君）

ただいま答弁の中で防犯ブザーのことを答弁いたしましたでしたが、現在、小学校1年生の子に配っておるものにつきましてはホイッスルということで、防犯ブザーではなくて笛ということであります。

それでは、御質問2-6、この事件では、教頭先生の対応が迅速で適切であり、冷静な判断があったから被害が少なかったと言われているが、本町でこのような場面に遭遇した場合、各集合場所で対応できるマニュアルや訓練はできているかにつきまして答弁させていただきます。

学校保健安全法では、各校に安全計画や危機管理マニュアルの策定を義務づけており、本町の各学校でも危機管理マニュアルを策定しています。しかし、今回のように児童の集合場所で起こる事件は想定しておりません。したがって、スクールバスの各集合場所で殺傷事件が起きた場合を想定した訓練も行っておりません。

今後、各学校の安全管理体制の再確認や、家庭、地域、警察など関係機関との連携を図りまして安全確保に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

先ほどの答弁で、ブザーと笛と間違っていたということですが、しっかりといただきたいと思えます。

それで、集合場所で待機しているとき不審者に子どもたちが襲われた場合、また交通事故に巻き込まれた場合、また異常気象に遭遇した場合など、また子どもが病気になった場合、それこそいろんなケースがあると思えますけれども、何が起こるかわかりません。子どもたちだけでは対処できないこともあると思えます。そういった点において、やはりそういった集合場所には誰かが必要ではないかなと思えます。そういったことを考えまして、保護者か教師、付き添い、何かが必要ではないかと思うわけでございますけれども、こういったことをどう思われますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

スクールバスの集合場所に限らず、学校は各通学団の集合場所もございます。各通学路の集合場所も、小学校全部では50以上あるというふうに承知しております。それぞれそれらの集合場所全てに、例えば教員がつくことなりというのはちょっと難しいと考えております。

学校では、スクールガードという方をそれぞれ学校に登録していただいております。地域の方をお願いをしてボランティアで活動していただく中で、通学の見守りとかをお願いしているスクールガードというのがございます。ただ、このスクールガードにつきましても担い手が減ってきております。しかも、スクールガードさんをお願いするのは御自分が活動できる時間、それから活動できる曜日に限ったことでありまして、全ての曜日、毎日つくわけにはなっておりません。各保護者の方もそれぞれの御事情がありまして、毎日その集合場所に付き添いをするということにはなかなかいかない状況であると思っております。

ただ、議員がおっしゃるように、地域の目というところは非常に大切なことかと思われれます。例えばですが、地域の方、毎日の付き添いということだと負担が大きいので、散歩ですとかウォーキング、それから花の水やりですとか、そういった際に、防犯の視点で子どもたちを見守っていただくということをお願いできないかなというふうには思っております。以上です。

（11番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

とりあえず50カ所、通学団のところは50カ所ですけれども、バスは何カ所あるのか知りませんが、バスのところだけでもそういったことを検討していただきたいと思います。

きょうは、スクールバスの利用対策について質問をいたしました。何といたっても最優先に考えるべきは、南知多町のスクールバスを利用する児童・生徒の安全・安心であります。今後は、町自体でより詳細な運行管理マニュアルの作成や、緊急時の対応も含めた高度な安全確保方策に関する検討を行っていただきたいと思います。

加えて、通学路における安全な待機場所の設置や災害時の安全確保については、道路管理者、警察も含めた総合的な対策が必要のため、継続的に検討の場を持つことが重要であると考えます。こういったことを要望いたします。

そして、最後に、子どもたちの笑顔のあふれる安心・安全なバス通学を望むものであります。

以上で一般質問を終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、榎戸陵友議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時40分といたします。

〔 休憩 13時28分 〕

〔 再開 13時40分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

先ほどの榎戸議員の質問に対し、学校教育課長より答弁の申し出がありましたので、許可します。

学校教育課長。

○学校教育課長（石黒俊光君）

先ほどの榎戸議員の御質問で、スクールバスの購入費につきまして答弁させていただきます。

スクールバスにつきましては、豊浜小学校、内海小学校それぞれ2台ずつということで、2台をまとめてということで購入しておりますが、平成19年度導入の豊浜小学校につきましては、2台分の購入費が1,036万9,871円、それから内海小学校の2台分、平成20年度の購入につきましては1,029万円でございます。

それぞれ先ほど国庫補助金のお話をしましたが、この購入につきましては国庫補助金のほうは対象となっております。以上でございます。

済みません、もう一つ、つけ足しでごめんなさい。

内海小学校のスクールバスの財源につきましては、経済対策交付金制度で全額が賄われております。

○議長（藤井満久君）

よろしいですか。

○11番（榎戸陵友君）

1,029万円がただということでしょう。ただでいただいたんですか、宝くじの交付金ですか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

1,029万円のそちらのところにつきましては国の経済対策交付金ということで、こちらは全部充当していただきました。

それで、宝くじの交付金については半額の交付金、国ではありませんが、そちらからいただいております。以上です。

○議長（藤井満久君）

次に、5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

失礼いたします。議長の許可をいただきましたので一般質問をさせていただきます。

最初に、学校規模の適正化を考えるためにということで、少し議論をしたいと思っております。

学校規模の適正化、学校統合を考えるために、アンケートの実施や住民説明会が企画されようとしております。この問題は、財政を理由とした学校統合としてはなりません。この課題の基本は、全ての子どもたちに教育を受ける権利を保障する憲法第26条であり、地域における学校の役割を再確認し、地域の再生やまちづくり、まちの将来展望と結んだ議論を進めることです。

その立場から次の質問をいたします。

1番、学校規模の適正化問題は、地域住民との合意を大事にすることが文科省の手引でも強調されています。平成31年2月の議会全員協議会では、一部の保護者へのアンケートを実施する予定としていたが、その後、地域住民と、そして当該の教員に対しても同様のアンケートを実施することが必要と考えますが、いかがでしょうか。

2番、スケジュールを10月から11月に予定している保護者意見交換会は、学校に通う保護者だけでなく、広く各地域の住民の方からも意見を聞く機会とすべきと考えるが、そのように予定していますか。

3番、子どもたちの学習条件の整備、学習権の確保のためには、学校規模の適正化論

議は、同時に学級規模にも配慮しなくてはなりません。現在の南知多町の学級規模は、およそ中学校平均22.8人、小学校は17.3人、特別支援学校を除いてであります。最適な学習条件です。わかりやすい授業や一人一人に行き届いた学習のために、もし統廃合をした場合、学級規模も国の示す40人学級ではなく、全ての学年で20人学級、もしくは30人学級を町として維持する考えはあるのか。

4番、豊丘小学校や山海小学校の統廃合がなされたその結果について、住民の声をまとめて統合の是非を検証した教育委員会会議記録等の文書は存在するのか。

2つ目に、再生エネルギー発電施設における適切なガイドラインの運用と条例の制定についてです。

1番、大井浜辺付近で計画されている風力発電の計画に、町として、その事故処理の対応や発電計画が終了したときの撤去責任を明確にする業者との覚書を交わす必要があると考えるがどうか。

2番、太陽光発電設備では、FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）に定められた柵の未設置や不十分な柵も見られ、標識も未設置の設備があります。法令やガイドラインに従い、町としての適法な指導を実行する予定はあるのでしょうか。

3番、平成30年6月の一般質問において、景観保全条項を含む適切な再生エネルギー条例を作成すべきではないかの当局の答弁に、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインと愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準の周知に努め、要綱等の作成につきましては国・県及び近隣市町の動向を注視し、検討していきたいとしたが、その後、どのように検討されましたでしょうか。

3つ目に、両島町民の海上交通の利便性の改善のために、島の生活状況を島民の皆さんに聞かせていただくと、多くの方が通勤、通院、買い物、通学には名鉄海上観光船の船代が大変な負担となっていると言われます。特に、高齢者が毎週通院するには大人16枚、子ども14枚の割引券だが、少な過ぎるので改善が必要です。

次の質問をします。

1番、割引券の補助をふやすには全ての方に必要と思われるが、当面、高齢者等の通院補助のために、町として16枚以上の一定の割引券をふやす考えはないか。

2番、精神障害者の半額補助が名鉄海上観光船によっていまだになされておられません。知的障害、身体障害者がなされております。同じように半額補助を実施するように名鉄

海上観光と交渉が必要であると考えているがどうか。

3番、通学定期の割引率引き上げや船代の基本料金の引き下げ等に関して、名鉄海上観光船と、これまで南知多町として島の利便性を図る目的で、どのような要求内容を、どのような交渉で何回ぐらいしてきたのか。また、名鉄海上観光船の現在の説明の態度はどうでありましょうか。

最後です。

国保税の均等割減税を。

本町は国民健康保険税が依然として高いまちであります。赤ちゃんにまで均等割をかけられるのは大変苦しいとの声を聞きます。

そこで、以下の質問をします。

大府市が始めた18歳以下の子どもがいる世帯について国保税も一部減免をするように、南知多町も小・中学生までにも均等割の減額を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

追加の質問については自席でやらさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（藤井満久君）**

教育部長。

**○教育部長（山下雅弘君）**

御質問1-1、学校規模の適正化問題で一部の保護者へのアンケートを実施する予定としていたが、その後、地域住民と当該の教員に対しても同様なアンケートを実施することが必要と考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

小・中学校の学校規模適正化・適正配置について検討するためのアンケートは、今年度7月に、ゼロ歳から15歳までの子どもを持つ保護者全員を対象に実施いたします。これは、学校の規模適正化・適性配置の軸は、あくまで教育条件の改善であると考えておりますので、現に子どもが小・中学校に通学している保護者と将来通学する予定の子どもをお持ちの保護者から、子どもの教育にとってどういう環境が最善の選択なのかの視点に立った御意見をお聞きしたいとの考えであります。

また、学校現場に最もかかわりの深い町内の小・中学校の教員からも、アンケートにより学校規模の適正化についての御意見をお聞きする計画で進めております。

今回の2つのアンケートは、今後意見交換会を進めていく上での資料として活用していきますので、アンケート結果のみによりまして今後の方針をそのまま決定する考えで

はありません。言うまでもなく小・中学校は、各地域のコミュニティーの核としての性格も持っており、防災・保育・地域の交流の場など、さまざまな機能をあわせ持っています。したがって、学校規模の適正化・適正配置の具体的な検討につきましては、地域住民の方々にも情報提供をし、御意見を伺う場を設定する計画としています。

しかし、学校の役割として第一に考えるべきことは、未来の担い手である子どもたちをどのように育てていくのかという観点です。子どもたちの小学校から中学校にかけての9年間で社会人としての資質をどのように育てていくのかということは、私たち大人が考えなければならない最も重要なポイントだと考えています。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今お聞きしますと、教員からもアンケートをするというようなことを言われました。ほぼ全員の教員のほうでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

お答えいたします。

教員のアンケートにつきましては、本務教員と、それから期限つき臨時任用の方を含めまして、およそ150人の方ですので、ほぼ全員の方になるかと思いますが、アンケートをする予定であります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。教員の方にも一番直接的に子どもにかかわっている、その感想だとか意見を聞くことは非常に大事なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

あわせて子どもの権利条約というのがありまして、子どもの意見、表明権を大事にしよう。やはり自分たちの学校がなくなるというふうなことについて、どこかで子ども

の声も聞く場所が必要ではないかと私は考えるんですが、やはり地域、学校、保護者、そして子どもの声と、そういう場面というのは今後考えられるでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問にお答えをいたします。

子どもの声を聞く場の設定ということではありますが、今回のアンケートにつきまして子育て中の保護者の方にお聞きするわけですが、その中でお願いする事項としまして、なるべくお子様と御相談の上、回答していただけるようにということをお願いさせていただいております。それを通じましてお子様の声もある程度お聞きすることができるのではないかと考えております。以上です。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。非常に積極的に子どもの声も取り入れていこうという教育委員会の姿勢が見られて非常にうれしいと思います。まさに学校をどうするかという問題は、地域ぐるみ、子どもぐるみ、そして親ぐるみと、そういう立場でこの問題はあらゆる角度から切り込んで論議をしていくことが本当に非常に大事だと思っています。とりわけ子どもの権利条約では、12条で意見表明権というのをしっかりと確立しております。ぜひともそういう立場で取り組んでいただきたいと、このように思います。

じゃあ、2 番、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問 1 - 2、スケジュールの10から11月に予定している保護者意見交換会は、学校に通う保護者だけでなく、広く地域の住民の方からも意見を聞く機会とすべきと考えるが、そのように予定しているかにつきまして答弁させていただきます。

平成31年2月の議会全員協議会では、学校規模適正化の検討スケジュールの案の中で10から11月にかけて保護者を対象とした意見交換会を予定していると説明させていただ

きましたが、学校が持つ地域の拠点機能も踏まえる必要は感じておりますので、地域の住民の方々には、子どもの教育条件の改善という観点から見た保護者や教員のアンケート結果をお知らせするとともに、御意見をお伺いする場を設定する計画であります。したがって、11月ごろに予定しています意見交換会には、地域の住民の皆様にも御参加いただきたいと考えております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。積極的に地域の方も参加していただくと。

それで、ちょっと規模と場所などを、まだ確定はしていないかもしれませんが、およそどのような地域と場所と数でやるのかということ、もしわかっていたら聞かせてください。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

意見交換会につきましては、アンケートの集計結果にもよることがあるかと思いますが、今のところで申しわけありませんが、各中学校区で1回開催をしていけたらと考えております。以上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

そこで、もし意見交換会があったときに、もう少しやっぱりやってほしいと、まだ住民の方は十分に参加していないので、もう一回広く意見を聞いてほしいんだという、そういう声があったときに、その用意は教育委員会にありますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

今のところ意見交換会につきましては、各地区で1回での開催を考えております。以

上です。

(5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

その場の雰囲気はどういうふうになるか、ちょっとよくわかりませんが、しかし、やはり以前の山海小学校の統合のときには反対運動が起きたわけで、実際にそこではまだ決定の場面じゃないのでさまざまな意見を聞く場であろうと思っておりますけど、住民の声がしっかりと町当局が考えていること、それから住民が考えていることが、すり合わせがしっかりできるような、そういう会にしていきたいというふうに思います。

じゃあ、3 番、お願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問 1 - 3、わかりやすい授業や一人一人への行き届いた学習のために、もし統合した場合、学級規模を国の示す40人学級ではなく、全ての学年で20人学級、もしくは30人学級を町として維持する考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

公立小・中学校の学級編制は、国が義務教育の全国的水準の維持・向上を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で1学級の児童・生徒数の標準を定め、これに基づき都道府県教育委員会が基準を定めることとされております。法律では1学校第1学年のみ35人編制と定め、都道府県教育委員会が国の基準を下回る数の基準を定めることを可能としております。

愛知県教育委員会では、小学校第1学年、小学校第2学年及び中学校第1学年については35人の学級編制としておりますので、南知多町教育委員会では県の基準に従い、町内の小・中学校の学級の編制をしています。町教育委員会では子どもたちの教育にとって最善の選択は何かを検討するため、保護者アンケートや意見交換会での意見を参考にしたいと考えております。そのため保護者の方がどれくらいの規模の学級数が望ましいと考えておられるのか、どういった統合を望まれているのか、あるいは統合を望まれているのか、お聞きしていこうと考えています。仮に統合することになった場合の学級規模についての御質問ではありますが、現時点での学級規模に対します考えということ

では、教職員の給与は市町村立学校職員給与負担法に基づきまして愛知県が負担することとされておりますので、町として独自に財源を捻出して教員を採用し、少人数学級を維持する考えはございません。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。この問題は、やはり学級規模、学校規模という問題というのは、やっぱり子どもにとってどういう教育が一番最適な条件で行われるかと、そういうことの視点から考えていくことが非常に大事だというふうに思っています。

千葉大に千葉さだのりさんという方が見えるんですが、この方は名誉教授です。その方が、とりわけ学校の中ではいじめがよく起きます。いじめに対して、じゃあどれぐらいの学校が一体発見が早いんだろうかと、そういうことをいろいろ調査をされてやりました。2010年度の問題行動調査ですね、2012年の2月6日に統計発表をしております。ここで見ますと、当時の調査では、1,000人規模の学校では小学校で5.3人の発生率ですね、いじめ。そして、中学校では9.3、高校で7.1というふうになっております。この数字から見ていきますと、いじめの認知件数は、200人程度の学校ならば1人、100人程度ならほとんど起こらないと、こういうことが予想されます。とりわけいじめについては小学校4年生から中学校1年生にかけて、一番このいじめの時期が発生します。とりわけ発達障害への差別だとか、それから子どもの未熟さ、それから社会的モラルの低下だとか孤独だとかストレス、そういうところから、いわゆる競争主義も含めていじめの温床になっていくわけですけれど、特に今、私も勤めてきた学校の日本の学校の全体は、いわゆる管理主義と競争主義、画一主義、これが非常にやっぱり強い傾向があります。それが子どもたちが学校の中でストレスとなって、やはりほかの子どもたちに危害を加えたり、成績の順番が発表されたり、そんなような形で、いろんな部分で耐えられないような、そういういじめが出てきているんです。

そういう点で、社会はいじめをなくしていくとか、できるだけ防いでいくという意味で、やはりデータが示すように、小さな学校ほどいじめは少ない、発見することが早いということが言えるわけです。このことについては教育委員会はどう考えますか。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

内田議員がおっしゃっておられる少人数学級につきまして、いじめという観点で少人数学級にしたほうが効果があるのではないかという御意見であります。

いじめにつきましては、なかなか困難な問題でありまして、どういう対策をとっていくかというところがあるとは思いますが。議員おっしゃられたように少人数学級、また少人数指導につきましても、その解決の一つの方法であるとは思いますが。ただ、そのほか少人数につきましては、一人一人に目が届きやすくなるですとか、きめ細かな指導が行えるというメリットも言われている反面、交友関係が固定化されたり、集団の中での人間関係や切磋琢磨といった観点から好ましくないという意見もあります。

また、学級規模が小さくなり過ぎると社会性を育む上で問題がないかということについても検討が必要になってくるのではないかと思います。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

この問題は、恐らくどこの地域でも出てくる問題だと思います。今言われたように、いろんな切磋琢磨論だとか、それからいろんな多くの社会性をふやすために子どもたちをふやしたほうがいいんじゃないかとか、そういうふうな議論がありますけれど、しかし、人間の本質というか教育の本質そのものは、私が考えるところ、やはり競争させて蹴落とす教育じゃないと思うんですね。それは教育ではないと思います。人間をつくる、そういう点では、いわゆる協力・協働の精神、そして助け合い、思いやり、優しさ、良心、それから理性です。そういう立場から、やはり子どもたちがどういうふうに育っているかと、それを親や教師がそれを認め、そしてどれだけ応援しているかと、そういう立場が非常に私は大事じゃないかというふうに思っています。

現在もいろんな学校内で起こっている自殺だとか、それからいじめによる自殺だとかという非常に不幸な事件がいっぱい起きているわけですが、やはり日本の教育環境そのものが、いわゆるユネスコだとか、それから国際的な勧告、極めて競争的で差別的な教育制度になっていると勧告されているわけですね。そういう点では、やはり小さな学校をできるだけ進めていくということは非常に大事なことだというふうに私は思っ

ています。

まだ一方、親の立場から言うと、やっぱりたくさんの人の中でやらせたほうがいいんだと、そういうような声も恐らく出てくるでしょう。だから、そういう声も、特にさまざまな面を教育委員会は尊重して大いに議論を進めていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

今の御質問につきまして答弁させていただきます。

子どもたちが毎日生活する学校の規模、それから学級の規模、これは本町の教育を考える上でとても大切なことというふうに認識しております。授業の中で知識や技能を身につける学習では、確かに少人数での指導が効果的というふうに言われることがよくあります。しかし、学校ではただ知識を身につける学習だけではなく、集団での活動を通し、互いに切磋琢磨しながら高め合っていく学習も繰り広げられております。

新学習指導要領でも主体的、対話的で深い学びを進めようとしております。このような学習場面では、さまざまな考え方、多様性に出会うことが必要です。したがって、少なければいいというふうには考えておりません。ある一定の人数が必要というふうに考えています。

本町の学級内児童・生徒数の平均は、小学校17.3人、中学校22.8人という人数、これは個人的な感想としましてはちょっと少ないかなという印象があります。さらに、平均ということを考えますと、これよりも少ない学級があるわけで、できればもう少し多いほうがいろんな人との出会いがあるなあというふうに思います。特に中学校の場合、卒業後、高校へ進学する生徒が多いという現状を踏まえますと、高校は40人学級ということ考えたときに、進学後のギャップを少しでも緩和させておきたいというふうにも考えております。

市町が単独で小学校1・2年生、中学校1年生以外の学年で35人学級を実施しているところは知多管内ではございません。財政的な体力が必要だからです。本町の実情を考えたとき、先ほど教育部長が答弁しましたとおり、現状では町の財源から捻出し、教員を採用していくということは考えておりません。しかし、県の校長会とかPTA連絡協議会など、さまざまな団体が35人学級を要請しております。本町も機会を捉えて県や国

への要望は続けていきたいというふうに考えています。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

本来、35人学級は、もう実現できているはずなんですよ。民主党政権ができる前に、自民党も含めて6年かけて、中学校まで含めて35人学級をやると。それを2013年の安倍さんの最初の教育再生実行会議の中で撤回すると。そのために今宙に浮いてしまって、1年生だけが国のお金が来ておって、2年生は一部補助的なものが来ておると。だから、本当に35人学級は本来は実現できていたはずなのに、それを今の政府がひっくり返してしまったという、この歴史があります。

あわせて、これは私、犬山の授業改善犬山プランというやつを持ってきました。ここでは犬山市は34人学級なんですよ、全てが。それは、あらゆる工夫をされています。例えば校務主任が授業を持つ、きちっとね。それで、ほかの一般的な、もちろん非正規の先生を雇ったりだとか常勤の先生を雇ったりとかして、そして、犬山市では全ての学級で34人学級は実現できている。だから、34を超えれば半分の17ずつになると。そういうふうなところの工夫も、確かにお金がかかることですので、それはやっぱりやっていかなきゃいけないと思いますけど、そこら辺は、やっぱり子どもの学習条件のところについては慎重にやっていただきたいと、こういうふうに思います。

ちょっと紹介します。皆さんが今、外国の事例もやはり私たちは知っておくことも必要ではないかと思ひまして、ちょっと用意しました。

ドイツでは20人学級です。現場では10人以下を強く希望しているようで、だからドイツでは、学力だけじゃなくて自分の意見表明、そして自己主張を大事にされる、そういうふうな考え方をしております。人間の価値は人数が多くなるほど下がるという思想を持っています。

デンマークでは相対的貧困率は5.3です。日本は14.7、6人に1人が貧困です。デンマークの児童・生徒の小学校は19.5、中学校は19.7、日本は28.4と33.5です。これは平均すると。学校平均規模は148人です。小学校の学級担任制で、9年の学校卒業まで試験がありません、デンマークは。テストは知識を習得できたかどうかを担当が見るだけ

で、あとは最後の6年生のときに口述試験というのをやって、やはり自分がどういうことを学んだのかと、それを書かせるわけですね。そういうもので結局学力を保障していくと。だから、他人との競争は、この9年間させないんですね。

それからオランダもクラスが20人以下で、四、五人のテーブルを囲んで授業をします。それで子ども同士が教え合うわけですね。受験競争もありません。それから学級規模は、だから約101人。中学校と高校を併設しているようで、100人から200人の学級規模は25人ぐらいになるそうです。

キューバにおいても小学校20人、中学校15人の共同学習をやっているそうです。

WHOの考え方は、100人以下の学校こそが、全ての先生が、全ての子どもたちが名前を覚えて親しくなれると、そういうところから100人以下の学校こそがすばらしいんだと、いいんだということを勧告しております。これは、カーチス報告という勧告の中で出されております。ユネスコの1990年の文化統計を見ても、先ほどともちょっとダブりますが、アメリカは461人、学校規模です。日本は322人、オーストラリアが228人、中国は223人、カナダが192人、イギリスが190人、ブラジルが174人、メキシコが152人、デンマークが148人、イタリアは140人、オーストラリア103人、フィンランドが101人、フランスは99人です。なので、極めて今の日本の教育の実態というのは非常に苛烈な教育条件で、今まで教育予算にお金を使ってこないと。だから、F-35を買うよりもお金を出せと私は言いたいわけですけど、そういうことが実際は外国のほうでは子どもたちが大事にされている。

コールマンというアメリカ人の学習に関する教育学者がおります。アメリカのジェームズ・コールマンです。これは、アメリカの64万5,000人を調査して、小さな学校では子どもの帰属意識や愛着や勉強への意欲はどうだろうかということを確認しました。そうしたら、やはり小さな学校になればなるほど学習への態度も積極的になると、こういうふうな結果報告を出しております。

あわせて同じアメリカのグラス・スミス曲線というのがあるんですよ。これは学習曲線とよく言われるんですけど、アメリカのコロラド大学の2人のグラスさんとスミスさんという研究者がおったんですが、約50年間の300の論文を検証しまして、一クラス25人ぐらいから、特に15人ぐらいから急速に学力が上がると、こういう論文結果を発表しています。

適正規模は、いわゆる10人学級から18人学級が望ましいというような文科省が言って

おりますけれども、これはあくまでも50年前の学校をつくるときの設置基準でありまして、教育をするための基準ではないと思うんですが、そこら辺をちょっと確認したいんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

今の御質問について答弁したいと思います。

まず各国のいろんな教育条件等を知るということは、とても大事なことだというふうに思います。ただ、日本の教育は世界的にも認められている部分があるということもあわせて考えておきたいと思います。あの震災が起こったときの住民の方々のしっかりした対応だとか、そういうものは世界でも称賛されてきています。これは日本の進めてきた教育のよかった部分が出てきているのではないかなと思います。ただ、内田議員も心配させていただいているように、国が予算を使ってこなかったというのは確かにありまして、その部分の負担が教員の献身的な対応で賄われてきているというところも事実あるのかなというふうに思っております。そういったところは、またみんなで議論をしながら進めていかなければいけない部分かなというふうに思います。

きょうもいろんな部分でありましたけれども、子どもたちというのは本町にとっては本当に宝だというふうに思っております。その安全確保、どういう子どもたちを育てていくのか、こういうところは学校だけではなくて町全体で考えなければいけない部分だと思っております。答弁になったのかどうかかわからないですけれども、お願いします。

（5 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ちょっと確認なんですけど、要するに文科省が出している学校教育法に書かれている適正規模の基準については、これはあくまでも学校を設置するための基準として文科省はつくったのであって、教育の内容がこれですばらしくなっていきますよという基準でつくったのではないということでもよろしいですかと、そういう認識でもよろしいですか。

○議長（藤井満久君）

教育長。

○教育長（高橋 篤君）

済みません、なれておりませんので。

ちょっと自分の勉強不足の部分がありますので、そこら辺は十分把握はしておりませんが、小学校・中学校ともに標準としては12学級から18学級、小学校でいいますと学年2から3学級、中学校では4から6学級が標準というふうになっていると思います。これについては今の数字でも見てもわかると思いますが、小学校から中学校に上がっているときに、やっぱり人数としてはふえている、そういう大きな社会で生活させてやりたいという部分も含まれているというふうに思っています。これが教育に最適な数字なのかどうかというのは、最初にも言いましたが、自分のまだ勉強不足のところがありますので、もう少し調べてみたいと思います。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

これだけ紹介してちょっと終わりたいと思います。

文科省は、学校統廃合に関係して1973年9月の学校統廃合のUターン通達というのを  
出しております。そこでは何を言っているかということ、無理な学校統廃合は禁止と住民  
合意ということで、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民とのあつ  
れき・紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。

それからもう一つ、小規模校の尊重ということで、小規模学校には教職員と児童・生  
徒の人間的触れ合いは個別指導の面で小規模としての教育上の利点も考えられるので、  
総合的に判断した場合、なお小規模校として存置、充実するのが好ましい場合もある。

それから3番目ですが、学校の地域的意義です。先ほど私が強調した内容ですが、学  
校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義なども考えて十分に地域住民の理解  
と協力を得て行うよう努めること。こういう通知が1973年の9月に出されておりますの  
で、またあわせて今後の統廃合の問題についても、私も提案させていただきますけれど、  
またよろしくお願いします。

では、次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問1－4、豊丘小学校や山海小学校の統廃合がなされたその結果について、住民の声をまとめ、統合の是非を検証した教育委員会会議記録等の文書は存在するのにかにつきまして答弁させていただきます。

平成24年8月の定例教育委員会会議で、豊浜小学校と豊丘小学校の統廃合、内海小学校と山海小学校の統廃合についての検証を行っておりますので、その会議の会議録がございます。その内容は、平成20年の豊浜小学校と豊丘小学校の統廃合及び平成21年の内海小学校と山海小学校の統廃合の後、これからの学校統廃合計画を再検討していくに当たり、まず小学校の統廃合の検証をする必要があると考え、統廃合を経験された保護者を対象に、平成23年11月にアンケート調査を実施いたしました。その結果につきまして、定例教育委員会で報告したものであります。

アンケートは、内海小学校222人、豊浜小学校204人の保護者の皆様から回答をいただきました。主な集計結果は、統合前において統合について、山海にお住まいの方で「賛成・どちらかといえば賛成」の方が44.8%、「反対・どちらかといえば反対」の方が41.3%でありました。また、豊丘にお住まいの方では「賛成・どちらかといえば賛成」の方が42.8%、「反対・どちらかといえば反対」の方が39.3%で、どちらの地区も賛成・反対がほぼ同数でありました。

一方、統合後において統合した結果について、山海にお住まいの方は「よかった・どちらかといえばよかった」方が75.8%、「悪かった・どちらかといえば悪かった」方が20.7%、豊丘にお住まいの方で「よかった・どちらかといえばよかった」方が63.2%、「悪かった・どちらかといえば悪かった」方が17.9%でありました。

これらのアンケート結果を受け、検証の結果は、「おおむね学校教育環境の整備に資することができた」という結論としております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。私はその文書はまだ見たことがないので、また後日、見せていただきたいと思います。

私は一言だけ。豊丘小学校に勤めたことがありますので、それで、やはり豊丘小学校

を最初に統廃合したときには、森下さんが一方的にやっちゃったんですね。決まってから住民の方に説明会をやった。私も夜出かけていきました。やはり住民の方は下を向いて、まあこれは決まったことだから仕方ないなど、こういう状態でした。しかし、山海のときにはやはり保護者さんを中心に、やっぱり自分たちの地域の学校、自分が育った学校をなくさないでほしいと、自然の願いですよね、そういうことがそのまま引き継がれておりましたけれど、やはりきちっと住民の方に説明をしていくと、絶対裏切ったような導入の仕方だとか、そういうようなことはやっていただきたくないと思っておりますのでよろしくお願いします。

じゃあ、次、お願いします。

**○議長（藤井満久君）**

厚生部長。

**○厚生部長（田中吉郎君）**

続きまして、御質問2-1、大井浜辺付近で計画されている風力発電計画に、町として、その事故処理の対応、発電計画が終了したときの撤去責任を明確にする業者との覚書を交わす必要があると考えるがどうかについて答弁させていただきます。

平成30年7月10日に施行した南知多町小型風力発電施設設置に関するガイドラインにおきまして、まず事故処理の対応に関する記述といたしまして、第9項第1号において、事業者等は、設置した小型風力発電施設については破損または事故等を未然に防止するよう努めるものとする。なお、施設に破損または事故等が発生した場合には、速やかに南知多町に報告するとともに必要な措置を講じ、対応策及び結果について報告することと規定しております。また、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（風力発電）におきましても、発電設備の異常または破損等により近隣への被害が発生するおそれがある場合、または発生した場合、自治体及び地域住民へ速やかにその旨を連絡するように努めること。また、被害防止または被害の拡大防止のための措置を講じるように努めること。被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、適切かつ誠実な対応を行うように努めることと規定しております。

したがいまして、事故処理の対応に関しましては、町のガイドライン及び資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインにより指導及び助言を行い、場合によっては国から指導をしてもらうよう国へ通報することを考えておりますので、今のところ町と事業者との間で覚書を交わすことは考えておりません。

次に、発電計画が終了したときの撤去に関する記述といたしまして、町ガイドライン第9項第3号において、事業者等は設置場所での事業が終了した場合には、責任を持って風力発電施設等を撤去することと規定しております。また、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（風力発電）では、FIT法施行規則第5条の発電事業認定基準の規定に基づき、廃棄等費用の総額を算定した上で事業計画を策定すること。計画的な積み立て等により事業終了後の廃棄等費用の適切な確保に努めること。発電設備の撤去及び処分は廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うことと規定しております。

したがいまして、発電計画が終了したときの撤去に関しましては、発電事業計画の認定申請において資源エネルギー庁により認定基準に適合する計画となっているかどうかの審査が行われており、事業者の撤去責任が求められておりますので、今のところ覚書を取り交わすことは想定しておりませんが、事業終了後、撤去されずに放置されるような事案が発生した場合には、まず認定権者である国から指導・改善命令等、適切な対応をしていただくよう国に通報し、町といたしましても必要により国と連携し、対応していきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。風力・太陽光ともガイドラインができて、それで町としても監視の目を強め、それから町民としても、私、この前も直接告発しましたけれど、そういう形で、やはり今の監督官庁である経済産業省、中部経済産業局に対して積極的な、やはりひどい施工の仕方をしているような状況があれば大いにやっていただきたいと。太陽光については、私は原発よりも太陽光のほうがいいというふうに思っております。ただ施工の仕方が、住民の声だとか、それから自然に優しくないとか、そういうところはやっぱり大いに声を上げるべきだと、こういうふうをお願いします。

じゃあ、次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問 2-2、太陽光発電設備では、FIT法に定められた柵の未設置や不十分な柵も見られ、標識も未設置の設備がある。法やガイドラインに従い、町としても適法な指導を実行する予定はあるのかについて答弁させていただきます。

令和元年 7 月 1 日施行予定の南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドライン第 4 条第 10 号におきまして、事業者は太陽光発電設備の外部から見えやすい場所に標識を掲示すること。外部から容易に発電設備に触れることがないように、発電設備と柵・塀等との距離をあけるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵・塀等を設置することと規定しております。また、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドラインでは、FIT法施行規則第 5 条の発電事業認定基準の規定に基づき、町のガイドラインと同様に規定されておりますので、認定基準を満たさない施設があれば、まずは認定権者である国から指導・改善命令等、適切な対応をしていただくよう国に通報し、町といたしましても必要により国と連携し、対応していきたいと考えております。以上です。

( 5 番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5 番（内田 保君）

ありがとうございます。積極的にやっていただきたいと思います。

では、次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問 2-3、平成 30 年 6 月の一般質問において、景観保全条項を含む適切な再生エネルギー条例を作成すべきではないかの当局の答弁に、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）と愛知県土地開発行為に関する指導要綱及び指導基準の周知に努め、要綱等の作成につきましては国・県及び近隣市町の動向を注視し、検討していきたいとしたが、その後、どのように検討したかについて答弁させていただきます。

要綱等の作成につきましては、平成 30 年 12 月議会におきましても太陽光発電のガイドラインの策定について一般質問があり、国・県及び近隣市町の動向を注視し、本町にリ

スクが伴う前までに関係各課においてよく調査・研究し、策定の時期などを検討していきたいと考えておりますと答弁しております。その後、近隣市町と情報交換の中で、1月1日に常滑市が、4月1日に美浜町が、それぞれガイドラインを施行しております。これらの状況を踏まえ、我が町においても3月に関係各課と協議を重ね、ガイドラインの案を取りまとめました。そして、4月1日から同月22日までパブリックコメントを実施し、その結果を5月31日に町ホームページにて公表しております。

南知多町太陽光発電設備の設置等に関するガイドラインの施行につきましては令和元年7月1日を予定しておりますので、まずはこのガイドラインの周知徹底を図り、事業の適切な実施の誘導に努めてまいります。風力発電施設の設置に係る条例の制定に関しましては、5月27日に美浜町に対し住民グループから条例制定を求める直接請求があり、7月の臨時議会で審議される予定であると聞いております。

その他、知多管内での太陽光発電を含めた再生可能エネルギー発電に係る条例制定の動きに関しましては、確認したところございません。

また、全国的な流れとして、各地の議会で国に対し、現行法令では不十分として太陽光発電施設の立地規制と事業終了後の施設廃棄の仕組みに関する法整備を求める意見書が可決されており、美浜町においても昨年6月12日に全会一致で可決されております。

条例の制定に関しましては、憲法が保障する営業の自由や財産権など経済的自由権の制限との関係もありますので、慎重に検討する必要があると考えております。また、設置区域の規制、説明会の実施、住民の同意取得、協定書の締結、撤去費用の積み立てなど、義務化を盛り込んだ条例を制定するには上位法を根拠とすることが妥当であると考えますので、今後も国・県及び近隣市町の動向を注視し、検討してまいります。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ぜひ積極的な、特に美浜町の動向を見て、また検討していただきたいと思います。

じゃあ、次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問3でございます。御質問3-1及び3-3は、私、企画部長、3-2につきましては厚生部長より答弁をさせていただきます。

御質問3-1、割引券をふやすことは全ての両島町民の方に必要と思われるが、当面、高齢者等の通院補助のために町として16枚以上の一定の割引券をふやす考えはないかにつきまして答弁をさせていただきます。

南知多町では離島交通費助成事業補助金として、島民の方の1往復に対して大人370円、子ども190円を助成する乗船割引券を、年間大人16枚、子ども14枚配付しております。大人16枚のうち14枚、子ども14枚のうち12枚の事業費を県の市町村土木事業費（離島航路）補助の対象として2分の1の補助を受けて実施しているものでございます。県の補助拡充については要望を行っており、今後も継続して要望してまいります。

高齢者等の通院補助につきましては、高齢者が通院による目的で乗船する場合に一定の乗船割引券をふやすことは町としては今のところ考えておりませんが、次の御質問と関連しますが、町として、身体・知的・精神の3障害について島民の乗船運賃の半額助成をしており、また妊産婦等の健診・予防接種に係る島民の乗船運賃の助成をしておりまして、障害者支援、子育て支援につきまして町として取り組んでいるところでございます。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。

やはり島に、この前も篠島と日間賀島に行かせていただきまして、直接島民の方とお話しさせていただきました。そうすると、やっぱり一番の願いは、買い物になかなか行けんあとか、病院になかなか行けんのだと、そういう声が非常にやっぱり強いです。なので、昔は18枚まで出していた歴史があります。それが今16枚になってしまっているわけですが、県にも積極的に働きかけていただいて、ふやしていただくようよろしくお願ひします。

次、お願ひします。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

続きまして、御質問3-2、精神障害者の半額補助が名鉄海上観光船によってなされていない。知的障害者・身体障害者と同じように半額補助を実現するよう名鉄海上観光と交渉が必要であると考えますがどうかについて答弁させていただきます。

現在、名鉄海上観光船につきましては、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方に対して半額の割引を実施しておりますが、議員のおっしゃるとおり、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方に対しては運賃割引の適用がございません。町としましては、平成29年12月20日に開催された第2回南知多町地域公共交通活性化・再生協議会の場において、精神障害者の割引適用について協力の依頼を行っております。引き続き、身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方と同様に運賃の割引がされるよう、南知多町地域公共交通活性化・再生協議会の場などを通じて働きかけを行ってまいります。以上です。

（5番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

私ね、精神障害者の県の総会に出てきました。そこで、やはり西日本のほうでは少しずつ進んでおります。JRがなかなかこれを認めようとしらないものですからなかなか進まないんですけど、ぜひとも粘り強く働きかけていただきたいと思います。

次、お願いします。

○議長（藤井満久君）

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、御質問3-3、通学定期の割引率引き上げや船代の基本料金の引き下げ等に関し、名鉄海上観光船と、これまで南知多町として島の利便性を図る目的で、どのような要求内容を、どのような交渉で何回してきたのか。また、名鉄海上観光船の説明はどうだったかにつきまして答弁をさせていただきます。

名鉄海上観光船と南知多町が、これまで何回交渉したかにつきましては確認ができませんが、離島交通費の助成に関する資料が昭和44年から確認ができます。したがいまし

て、それ以前から島民の方の定期高速船の運賃の負担軽減について、名鉄海上観光船を交えた検討がなされてきたと思われます。また、最終便の運行時間の延長などの検討や試行がなされてきました。

観光客を含めた利用者数の安定的な確保・利用促進は、経営安定にとって重要であり、両島の観光振興と密接な関係となっています。島で開催されるイベント時やゴールデンウィーク、夏休み期間などの繁忙期は、臨時便の増便などで利用者の利便性の確保に努めており、師崎港における駐車場の確保についても話し合い、情報共有が図られています。

近年は、毎年離島航路についての意見交換会を、篠島、日間賀島及び師崎地区の町議会議員と区長及び町長、副町長同席のもと開催しております。平成26年、師崎・伊良湖カーフェリーが廃止されましたが、その際、愛知県と田原市及び南知多町が連名で、名鉄海上観光船株式会社と名古屋鉄道株式会社に対して要望書を提出していますが、その中で、師崎・伊良湖カーフェリー廃止後、経営改善が進んだ場合は、離島航路の維持に影響を及ぼさない範囲において乗船料の見直しを検討することとあります。昨年度も意見交換会において同趣旨の要望をさせていただきましたが、フェリー廃止後も人件費等の固定費の負担があること、昨年度は燃料費の高騰の影響もあり、当面は経営安定に留意し、また船舶の更新も計画的に行わなければならないことなどから、乗船料の見直しには至っていないとのことでありました。これまでも意見交換会を開催してきており今年度も予定しておりますので、引き続き乗船料の見直し等につきまして要望してまいりたいと思います。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ありがとうございます。粘り強くやっていただいておりますということで、ぜひ積極的にその場で交渉していただきたいと、このように思います。

じゃあ、最後、お願いします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、御質問4-1、大府市が始めた18歳以下の子どもがいる世帯について国保税の一部を減免するように、南知多町も小・中学生までへの均等割の減額を検討すべきと考えるがどうかにつきまして答弁をさせていただきます。

国民健康保険税には、世帯の所得に応じて均等割額と平等割額について2割・5割・7割の税額を減額する措置があり、負担の軽減が図られております。さらに、本町においては子どもの医療費について、小・中学生のみならず高校生まで入・通院医療費の無料化を独自に実施し、子育て世代の医療費負担の軽減を図っております。

これらのことから、今のところ小・中学生までの子どもを対象とした均等割額の減額は考えておりません。

また、昨年度から国民健康保険の運営が圏域化されたことから、将来的には県内の市町村間の保険税負担が平準化される方向にあると認識をしております。今後につきましては、こうした圏域化された国保運営の方針をはじめ、本町における財政状況や近隣市町の動向などを注視しつつ慎重に検討していく必要があると考えております。以上です。

(5番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

国保税は県一高い南知多町です。なかなか医療費がたくさんかかるので、そういう状況があるわけですが、しかし、大府市においては18歳以下の1人目に20%の減額、2人目以降は50%の均等割の減額です。南知多町の均等割は、介護を除けば3万3,000円です。実際に教育委員会が出したこの資料を見ても、大体赤ちゃんから1,593人になっていますね、南知多町の子どもたちは。じゃあ、この子どもたちにお金を出せば幾らかかるかといったら約3,000万円で、だから、そのうちの10%、例えば300万円で10%割引の均等割減額ができるんじゃないかと。すぐに50%、20%ということはできませんけれど、しかし、赤ちゃんからも税金を取るのかと。赤ちゃんは金をもうけておらんぞと、何で国保税を払わないかんとという声が非常に強いです。ぜひともこの声は、全国市長会、県知事会、そして市町村町長会も要求しております。ぜひともこれは実現していただきたいと思います。よろしくお願ひします。終わります。

○議長（藤井満久君）

以上で、内田保議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時50分といたします。

〔 休憩 14時42分 〕

〔 再開 14時50分 〕

#### ○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

次に、7番、服部光男議員。

#### ○7番（服部光男君）

議長の許しをいただきましたので、壇上にて一般質問の通告書の朗読をさせていただきます。

大きい1番としまして、豪雨災害に備える内海川改修について。

令和元年5月、干ばつ、渇水、ゲリラ豪雨、真夏日、猛暑日と異常気象となり、社会的に大きな影響をもたらしました。豪雨になるたび昭和49年の豪雨が思い出されます。令和という新年号を迎え、災害のない平和な世界を望みますが、気象をはじめとして私たちを取り巻く環境は、大変厳しいものになっています。内海川の改修については台風、ゲリラ豪雨のみならず、高潮、大潮への警戒にも気を抜けません。

私は、平成30年3月の一般質問で内海川に接続する支川の問題も指摘しましたが、やはり本流である内海川の流れをよくすることが先決です。過去には上流の整備が行われ、その後、水門の改築を伴う下流の整備が行われましたが、中流域の整備がおくれ、特に利屋区中橋付近がボトルネックになり、内海川全域としては中途半端なままの状態が長く続いています。浸水等の災害が起こるのがわかっていながら放置されているのと同じことです。

地域の安心・安全のために支流の水を集めるのにふさわしい内海川をつくるために、以下の質問をいたします。

1-1番としまして、上流域は整備済みであり、勾配もあるため河床への土砂の堆積は少ないですが、中橋の狭い場所を過ぎると川幅も一気に広がり、土砂の沈着、堆積も著しい。内海川河川整備計画には、現在の河床高に対し約1.5メートルから2メートルのしゅんせつ工事が計画されている。河床のしゅんせつをすることにより水面が上昇することによる地域の浸水もある程度緩和されると思われる。

そこで、中橋周辺から上流に向けての河川の拡張改修より先に、下流域に向けてのしゅんせつ工事を行うべきと考えるがどうか。

1-2、中橋近辺の河川整備は中橋のかけかえを伴うものと聞いているが、現在の進捗状況はどうか。

1-3、去年の台風来襲時、大地の丘の前の県道上を相当な水が流れていたようだ。消防署、地域の建設関係の方に台風のときの状況を確認してみたものの、残念ながら写真等の記録を見つけることはできませんでしたが、過去の記憶がよみがえり、昭和49年の豪雨のとき、内海高校前の県道が川のように流れ、車が通行できる状態ではありませんでした。今後の台風やゲリラ豪雨に備え、内海川上流及び周辺受水域での調査をするべきと考えるがどうか。

1-4、内海川河川整備計画では、10年に1度降るような大雨を想定していますが、実際の雨量では30年に1度に迫る豪雨、台風も経験しています。貯水機能として各地区のため池を利用させていただき、効果も上がっていると思いますが、上流の出水量を調整する効果として、遊水池を上流・中流域に設置してはどうか。

大きい2番としまして、内海地内における交通環境の改善を。

交通事故の報道が頻繁になり、何の落ち度もない子どもたちがなぜ交通事故に巻き込まれてしまうのか、胸を痛めます。

そこで、児童・生徒の安全確保やスムーズな運行のために以下の質問をいたします。

2-1、名鉄内海駅から内海中学校に向かう県道半田南知多線の交差点は、北西、南西側にはガードレールが設置済みですが、中学生がふだん通学路として通る歩道側、北東、南東側には何もありません。この場所では過去にも交差点事故が発生しており、場合によっては生徒が事故の被害者になり得ることも考えられます。通学路としてガードレールの設置などの安全対策をする考えはあるのか。

2-2、利屋区内にある入見橋から中橋の間の町道は児童・生徒の通学路に指定されていますが、道路幅が狭い上に、生活道路としてある程度の交通量もあります。通学時はスクールガードの方たちの見守りがありますが、さらなる安全確保が必要ではないでしょうか。河川改修に伴う中橋のかけかえ工事が開始されるまでの間、県所有の河川用地を借りてでも通学路の安全対策をする考えはあるか。

2-3、県道半田南知多線バイパス内海駅東交差点は、内海駅より東進してきた車に対しては車両感应式信号機になっており、信号機の感知する真下に車をとめないで青信号にはなりません。感知器からずれて停止した場合、青信号にならず、不安やいらいらが募り、事故を招きかねません。町としては、こうした状況は承知しているのか、また

警察などへの要望はしているのか。

大きい3番としまして、公共施設の駐車場整備。

町民に町の公共施設を有効に大いに利用していただきたいが、駐車場の整備不足や雨の日のぬかるみ等の問題がある。利用者に快適に使ってもらうために以下の質問をする。

3-1、旧山海小学校である山海ふれあい会館の有効利用として、グラウンドゴルフ、地域サロン、きずなの会等の各種団体をはじめ、放課後児童クラブとしての利用もしています。その際、各行事が重なった場合、参加者の駐車スペースが問題となっています。児童の通学手段であるスクールバスの駐車場も兼ねており、駐車枠の絶対数の不足により、いろいろな意見が出ています。現況では駐車枠は決めてなく、各自が勝手にとめる方式になっていますが、今後、駐車枠をペイントで明示する等の改善が必要と思われます。

また、その上で駐車スペースの絶対数が不足であれば、バスの駐車場所の検討、その他駐車場の確保が必要と思われるが、解決法は考えているのか。

3-2、町公民館内海分館（内海サービスセンター）の北駐車場や町民会館グラウンドの駐車場の舗装及び山海ふれあい会館同様、駐車枠のペイントが必要だと思う。

また、町民会館グラウンドについては、国道からの出入り口や門を整備すると聞いているが、進捗状況、具体的な方法を教えてほしい。

以上で通告書の朗読は終了させていただきます。

なお、再質問につきましては自席にて対応させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

それでは、御質問1-1、中橋周辺から上流に向けての川幅の拡張改修より先に下流域へ向けてのしゅんせつ工事を行うべきと考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

現在、愛知県としましては、冒頭で議員がおっしゃられたとおり、ボトルネックとなっている中橋周辺の中流域の改修を最優先事項と考え事業を進めており、川幅の拡張改修が完了した後に河床のしゅんせつ工事を実施するとのことです。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

拡張工事を完了した後ということなのですが、本音では大変残念なことだと思っております。最近の日本を襲う台風は、日本近海の海水温が上昇しております。上陸寸前まで衰えることなく大型化しております。それに伴う大雨も過去の想定をはるかに超えておりまして、たまたまこの地域の被害状況を見ても余り大きな被害は出ていないように感じますが、これはたまたま台風が進路を少し外れているだけということであります。これが直撃を受けた場合、大変大きな被害が予測されます。

そういう中で現在の川の状況を見ても、堤防の計画高約6メートルに対して、先ほどもありましたように1.5メートルから2メートルの土砂の堆積があるということは、川の断面積に対しては、単純に考えまして20%から30%のロスを生じているように感じます。これをしゅんせつすることによって川の排水能力、流量を20%から30%ぐらひは改善できる可能性があると思います。ぜひ、今できることとして河床のしゅんせつ工事を優先して実施していただきたいと再度願いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

服部議員の御質問、しゅんせつ工事を優先できないかということで再度御質問かと思っております。

今、服部議員のほうからありました1.5メートルから2メートルの堆積土砂があるもののしゅんせつという説明があったかと思いますが、その部分につきましては愛知県の整備計画、内海川の河川整備計画の中にございます。その1.5メートルから2メートルという表記ですが、これは堆積した土砂のみのしゅんせつではございません。新たに川を掘り下げる部分も多く含んでおりますということをまずお知らせいたしまして答弁をさせていただきます。

どちらも大変重要な工事だと考えております。しかし、今、しゅんせつ工事を優先して行うことは、進捗しつつある中橋周辺の河川の拡張工事を停滞させるということにつながっていくと考えております。したがって、南知多町といたしましても愛知県が進めております現行どおりの予定、拡張工事を優先していくべきと考えております。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

確かに両方一緒にできれば全然問題ないんですが、やはりどちらを優先するかといえ  
ば、大変そのような形になるのもやむを得ないのかなと思いますが、それではという言  
い方なんです、ちょっと見方を変えまして、今の上流のほう、中流から下流のほう  
が今言った土砂の堆積大変著しいというデータも出ておりますが、上流のほうはアシのほ  
うも大変密生しております。そういったことで、あれを除去してもらって、いわゆるしゅ  
んせつというのは川のメンテナンスになるのかなと思いますが、そういった形で上流か  
ら下流までを、ちょっと見方を変えると川のメンテナンスとしての工事の要望はできる  
のでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

川のメンテナンスとしてのしゅんせつということでどうかということですが、  
議員のおっしゃるとおり、河川管理におきましてはメンテナンスとしての河川しゅんせ  
つ、これも大変重要であると認識しております。そのため私ども南知多町といたしまし  
ても、既に愛知県に対しましてメンテナンスとしてのしゅんせつ工事を要望している  
ところでございます。

また、御指摘のございます下流部におきましても、メンテナンスとしてのしゅんせつ  
工事を今後強く要望してまいりたいと考えております。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

大変ありがとうございます。少しでも流れをよくして、この大雨に備えたいと思いま  
すので、拡張工事は拡張工事、メンテナンスはメンテナンスとして、引き続き要望なり  
何なりを一緒になって進めていっていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問1－2、中橋周辺の川幅の拡張改修は中橋のかけかえを伴うものと聞いているが、現在の状況はどうかにつきまして答弁させていただきます。

中橋周辺の改修事業につきましては、平成25年度及び平成29年度に地元説明会を開催し、道路線形などを含めて事業への理解を得られております。

現在の状況といたしましては、平成30年度より順次用地交渉を進めており、既に1件の買収が完了し、1件が現在交渉中とのことです。また、今年度中には残る買収予定地の用地測量や中橋のかけかえのための修正設計業務を実施すると聞いており、着実に事業進捗が図られている状況でございます。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

かけかえ工事ということで大変な工事だと思います。私もかけかえ工事の説明会にも参加させていただきまして、この大変さというのを感じております。用地買収、測量、設計、まだまだ今からやることもたくさんあると思われませんが、先ほども着実に事業進捗は図られているという答弁をいただきまして、これは着々と、ちょっとでもうまくいけば前倒しでもできるような形で進めていっていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問1－3、今後の台風やゲリラ豪雨に備え、内海川上流及び周辺受水域の調査をするべきと考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

内海川河川整備計画の策定時においては、上流部を含めた流域全体の出水量について調査を実施しております。しかしながら、議員の御指摘のとおり、近年、上流部では道路周辺の開発が行われ、土地利用の変化が大きく、出水量の再調査が必要であると認識しております。そのため、内海川への流入量への懸念から愛知県に対し再調査を要望し

てまいります。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

この整備計画策定ということですが、これをつくるに当たっては、当然上流部、受水域の調査はしていると思われま。内海川、内海地域の流域としまして、その総面積の10%に市街地が集中しているというところで、90%で降った雨が、その内海川を通じて海に放流される大変苛酷な環境だと思っておりますが、毎回見ていまして、やはり上のほうから出てくる水がちょっと多いんじゃないかというのは、多いというのは、それはただ降る雨によって変わってくるということもありますが、そういったことで、その計画そのものもこれが多分ベースになっていると思うんですが、再度見直していただくということが大事だなと思ってこれは質問に入れているんですが、なかなか私も体験もしましたが、そのときの写真が残っていない。それで、いろんなところへ聞いてもやはり残っていないということで、今後、県に申請するに当たっても、そういった資料を添付することによってこの地域がどういう状況に置かれているかというのがわかりやすいし、これほどもやっているのが熱意として伝わると思います。そういったことで、いろんな形で町としても、そのような資料、写真、いろんなものを手に入れるような方向で何か動いてくれるかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（山本 剛君）

議員の御指摘どおりでございます。南知多町といたしましても、今後、愛知県に対する提供資料といたしまして異常降雨時に現場の把握に努めてまいりたいと考えております。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

災害で、当然そういうようなときといいますと警報も出ております。安全に留意して

ということで、たまたまどなたか、町民なり、あそこを通った人たちの写真なり何なりが後からでも結構ですのでいただけるような、そういった施策なり情報提供をしていただけたらと思います。

それでは、次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

建設経済部長。

○建設経済部長（大岩幹治君）

御質問1－4、上流の出水量を調整する効果として遊水池を上流・中流域に設置してはどうかにつきまして答弁させていただきます。

30年に1度降るような雨量に対しましては、内海川河川整備基本方針に基づいて、長期的な整備方針として遊水池の設置を含めた流域全体の治水対策が示されております。しかし、現在愛知県では、より短期間での事業効果を得るため10年に1度の雨量に対して策定された内海川河川整備計画に基づいて整備を進めており、この中には遊水池の設置計画はございません。時間雨量においては30年に1度の雨量に迫ることもありますが、南知多町としましては今すぐできる対策として、引き続き遊水池にかわる施設である地区のため池を利用した治水対策を着実に実施してまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

何か、あっさりとして設置計画はございませんと言われると、がくっときちゃいますけど、これは先ほどの答弁にもございましたように、出水量がどのぐらいになるかという再調査によって、またさらにこれは要望をその都度出していく予定ではおりますが、以前に私が一般質問でさせていただいた、ため池を利用させてもらう、今、水を使うという農業のほうもなかなかちょっと変わってきてまして、使わないということでため池の利用方法も変わってきておりますが、利水という意味での、これは防水、防災、治水という考えでいきますと、早速建設課が動いていただいて、各区長さんに災害のおそれがあるときに事前に告知していただいて、ため池をある程度空に近いような状態にしている、これは大変効果があると思っております。こういったことでいろんなことに関して協力して、地域も一緒になって治水に対して向かっていきたいと思っております。

そういったことで、遊水池の設置につきまして、もうちょっと待って、再度調査の結果が出てから、またこのような機会を捉えたいと思っておりますので、大きい2番に移っていただきたいと思えます。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問2-1、2-2につきましては、私、教育部長が、御質問2-3につきましては総務部長が答弁させていただきます。

それでは、御質問2-1、名鉄内海駅から内海中学校に向かう県道半田南知多線の交差点は、北西、南西側にガードレールが設置済みですが、中学生が通学路として横断する北東、南東側には何もありません。通学路としてガードレールの設置などの安全対策をする考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

議員御指摘の交差点につきましては、通学路の安全対策として、以前より信号機の設置を関係課を通じて半田警察署に要望をしてきた経緯がありますが、交通量が少ないなどの理由により設置はされておられません。今回、改めて交差点の点検をする中で、ガードレールの設置につきましても交通安全対策として必要と考えられますので、町建設課とも調整し、道路管理者である愛知県に対策の実施を要望してまいります。以上です。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

今の答弁でもありましたように、この交差点、信号設置をずうっと申請しておりますが、なかなかかなわないというところなんです、農協のほうから中学校へ行く側が昔は優先道路だったということもありまして、そこを昔通っていて、またこのバイパスができた、交差点ができたというときに、何の問題もなしに突っ切る方とバイパスを通ってくる方との事故があるということで、その原因があるということで、かなり大きな事故が前にも発生しております。そういったときに、たまたま生徒がその角に立っていなかったというだけのことで、あれがテレビでもあるような何らかの偶然が重なると、どんなことになってきたかなという心配はありました。ということで、ぜひこのガードレールの設置は大きい事故がある前に、ぜひ早急に完成を、お知らせを聞きたいと思って

おります。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、次の質問をお願ひいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問 2-2、利屋区内にある入見橋から中橋の間の町道は児童・生徒の通学路に指定されておりますが、道路幅が狭い上に生活道路としてある程度の交通量があり、交通事故の心配があります。河川改修に伴う中橋のかけかえ工事があり、開始されるまでの間、県所有の河川用地を利用した通学路の安全対策をする考えはあるかにつきまして答弁させていただきます。

御指摘の区間につきましては、道路が狭い箇所ではありますが、通学路として指定しております。議員御提案のように、河川用地が確保できた場合に内海川河川改修工事が始まるまでの当面の間、通学路として利用することにつきましては、狭い道路において通学児童と通行車両がすれかわる現状からしてみますと、さらに安全対策は図れるものと考えられます。そのため、内海川の河川管理者である愛知県と町道管理者である建設課に対して、用地を安全に通行できる対策の実施は可能であるかなどについて調整してまいります。以上です。

（7 番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7 番（服部光男君）

ぜひ子どもたちの安心・安全のために動いていていただきたいと思います。

次の質問をお願ひいたします。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

御質問の 2-3、内海駅東交差点は、内海駅より東進してきた車に対しては車両感応式信号機の感知器からずれて停車した場合、青信号にならない、こうした状況を承知しているのか、また警察などへの要望しているのかについて答弁をさせていただきます。

町といたしましても数年前に住民から情報提供を受け、半田警察署に対して対策を要

望し、感知器の設置場所を調節し、注意表示も見やすく改善するなどの対応をしていた  
だいた経緯がございます。しかし、改めて確認の上、その改善につきまして半田警察署  
などに対し、対応を再度要望してまいりたいと考えております。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

私も改善の話は聞いているんですが、依然としてあそこを通るたびにということはない  
んですが、結構な頻度で、信号の前へ出ちゃっておるなあ、きっと変わらないぞという  
ような状況で、後ろについている車の運転手の心理としては、何であんなとめ方をする  
んだともいらいらしているのが手にとるように思います。

そもそとしまして、あそこへ信号機ができたというのは当然あのバイパスができた  
ということなんですが、以前は開通していなかったということで、交通量を当然調べた  
場合に、感応式信号機の設置の基準というのをちょっと調べてみますと、交差する通行  
量にある程度の差が歴然とした場合に、その路地から出てくる車に対してつけるのが多  
いんですが、交通量の差が歴然としたときにそういった感応式をつけるというのはある  
んですが、2つの提案になるんですが、例えば今までずっとそういうのを皆さんも見  
てきた中で、ここへとめなさいよという大きな枠をつけるとか、この信号は感応式です  
からという案内も全然なかった。

それで、もう一つの要望は、そろそろ交通量を一遍再度調査して、感応式信号でいい  
のか、いわゆる通常のといえますか、これは定周期信号ですか、これにつかえる時期  
が来たのかどうか、その辺のことをちょっと考えていただきたいと思うんですが、いか  
がでしょうか。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

いまだにあの信号においては、あの信号機が変わらずに待ってみえる方が見受けられ  
ると、こうした御指摘でございます。改めて半田警察署のほうにはそういったような要  
望をしていく考えでございますが、半田警察署のみならず、道路管理者である愛知県に  
対しましても車両感知エリアへの停止を促すような路面標示が可能なのかどうか、こう

したことも検討していただくように要望してまいります。

また、もう一つのほうの課題といたしまして、定期的に時間で変わる信号機への切りかえと、こういったようなこともございます。確かに私どものほうも見ておりますと、バイパスのほうの交通量もかなりふえてきたという実感を持ちます。定周期の信号に切りかえるには、そうした交通量の差がないというふうな条件があると、こういったようなことも警察のほうで確認をしております、この点は議員のおっしゃるとおりだと思います。そろそろそういった信号への切りかえを地域が要望しているのかどうか、そうしたようなものを望む声が高まっているのかどうか、こうしたことも含めまして地域の意見を機会を捉えて聞いていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

ぜひいろんなところでリアルタイムの情報を吸い上げながら、使いやすい方向に進めていていただきたいと思います。

次の質問をお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

御質問3-1及び御質問3-2の前半部分につきましては、私、教育部長が、御質問3-2の後半部分につきましては総務部長が答弁させていただきます。

それでは、御質問3-1、山海ふれあい会館の駐車について、現況では駐車枠は決めてなく、各自が勝手にとめる方式になっていますが、今後、駐車枠をペイントで明示する等の改善が必要と思う。また、その上で駐車枠の絶対数が不足であれば、バスの駐車場所の検討、その他駐車場の確保が必要と思われるが、解決法は考えているのかにつきまして答弁させていただきます。

現在、山海ふれあい会館は駐車スペースに1台ごとの区画線を設けておらず、御利用される方々が、それぞれ工夫して車をとめていただいている状況であります。議員御指摘のように、多くの皆様の御利用があるときは、通路を塞ぐように駐車せざるを得ない

場合もありますので、その際に、火災等の非常時に緊急車両が十分に確保できるスペースがなくなってしまうことが懸念されます。そのため、駐車区画線を設けることにより、とめていい場所と、とめてはいけない場所を明示できるため、管理する上でも効果があると考えられます。ただし、駐車区画線を設けた場合、現在の山海ふれあい会館においては11台程度の駐車区画を設けることが可能となりますが、もともと駐車場として使用できる面積が小さいため、駐車枠にとられ過ぎて、かえって駐車台数が限られ、駐車に支障を及ぼすのではないかとということも心配されます。

現在、御利用いただいている団体の皆様がいろいろと工夫して駐車していただいているということも聞いておりますので、今後、利用者の皆様に駐車可能スペースをお知らせし、御協力をお願いしていきたいと考えております。

また、スクールバスの駐車場所につきまして、見直しを行い、少しでも利用者の駐車スペースを確保できるような形でとめるようにいたしますので、駐車区画線につきましては、今後の利用状況を見ながら設置について検討していきたいと考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

確かに駐車スペースは皆さんが利用している、これは定期的に利用する人が多い山海サロン、きずなの会、その他グラウンドゴルフ、いろんな方たちが常連として使ってみえます。そして、昨年4月より放課後児童クラブ、これが始まりました。ということで、またさらにいろんな団体がぶつかり合うということもあるということで、そのときには5月ぐらいにちょっと利用者から相談を受けまして、そして社協のほうにも相談をかけたと思いますが、そのときは、全体の駐車スペース枠というのは一体どのぐらいあるんだろうとか、足りないんだったら、言ってみれば単純な方式ですが、駐車場の面積の中で、山というか築山といいますか、そういったところもある程度直すのか、グラウンドの一部を駐車スペースとして利用するとか、いろんな方法をちょっと提案したんですが、それはまたすぐ、それじゃあそうしまししょうわけにいかないこともあるんですが、このバスの駐車場が、とめているところが、ある日突然、行ったら変わっていたという経緯がありまして、あのバスの駐車枠を、駐車場位置を変えたというのは何か、そ

の経緯を教えてくださいたいんですが。

○議長（藤井満久君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森 崇史君）

今の御質問についてお答えをさせていただきます。

実際に駐車枠、バスの場所を変えたというところだけでよろしいでしょうか。わかりました。

これにつきましては、スクールバスの駐車場所の変更につきましては、現状の敷地の中でスクールバスと利用される皆様の自動車をどのようにとめていただくと駐車の数が増えるかということを検討する際の一つの方法として変えさせていただいたものでございます。

移動に当たりまして、週に数回、たくさんの回数を利用される団体の皆様には事前に通知をさせていただいたんですけれども、確かに地域の皆様にはお伝えはしておりませんでした。

今回の移動は台数の増加を検討する際の一つの方法として行わせていただいたものとはいえ、今回の移動で出てきた課題や問題点、そういったものを整理して、今後の施設の利用について、よりいい形にできるように考えていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

（7番議員挙手）

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

確かに今回の方法は、ショック療法としては大変成功したと思っておりますが、今申されたように、ふれあい会館を利用している方たちにいろいろ意見を聞きまして、ですが、地域の方には聞いていなかった。私たちきずなの会とか山海のサロンも常連になると思うんですが、具体的にお名前が出せるなら、どのような方にお伺いした意見だったのでしょうか。

○議長（藤井満久君）

社会教育課長。

○社会教育課長（森 崇史君）

実際に意見を伺ったのは、グラウンドゴルフクラブと、もう一つは、福祉課を通して放課後児童クラブの皆様にお伝えをさせていただきました。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

これを通して誰かをとっちめるという意味で言ったわけじゃないんですが、今後、やはり先ほど私も提案しましたように、グラウンドの一部を使うのか、はたまた資源回収等で使うように、あのときも大変車がたくさん入ってきます。そういったときの方法として、車がどんどん入っていきながら、出ていくときは建物を周回して出てくる、いわゆる周回して一方通行にするような方法もあります。もう一つは、バスの運転をしてみえる方も、夏のこの暑いときに外にマイクロが放置してあるというのか建物の下にとめてあったんですが、外へとめることによって、子どもたちを迎えに行く前に30分ぐらいアイドリングといたしますか、冷房をかけて、子どもたちが乗ったときに一番何とか耐えられるような空気室温までにしなければという手間もちょっとかけなければいけない、そういったこともありました。

ということで、今後、これは一つのいいチャンスだと思って、ぜひ皆さんの意見を聞きながら、それでマイクロバスをとめる場所もあの地域じゃなくてもいいんじゃないかという声も私も聞いておりますが、できるなら、あそこの屋根の下へとめるのか、もしくはもっと違う公共施設のところへとめるなら、カーポートなりのそういった日よけをつけるなりとか、そういったものもいろんな方向を含めて、ぜひそういった形で皆さんに丸くおさまるような形を今後とっていただきたいと思いますので、ぜひその辺、これについて御回答はいいですので、そういった方向でやっていただけるということなら、ぜひそういうことをお願いして次の質問にお願いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

教育部長。

○教育部長（山下雅弘君）

私からは御質問3-2、町公民館内海分館の北駐車場の舗装及び山海ふれあい会館同様、駐車枠のペイントが必要と思うにつきまして答弁させていただきます。

町公民館内海分館北駐車場は、現在、進入路部分のみ舗装してありますが、車を駐車

する部分は未舗装で、砂利を敷き詰め、駐車区画をトラロープで表示しています。町公民館内海分館は建築後57年が経過しており、経年劣化による老朽化が目立っております。そのため、今後取り壊して新たな施設を建築するのか、あるいはほかの施設と統合するのかというように、どのようにしていくかの方向性がまだ定まっておりません。したがって、町公民館内海分館北駐車場につきましては、施設の方向性が定まるまでは現状のままで御利用していただくことを考えております。以上です。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

方向性がまだ定まっていないということなのですが、定まってここを使うのかどうかというのがまだ決まっていないということなのですが、サービスセンターというのは地域において、本当に今キーの場所になっておりますし、先日もたまたまお邪魔したときにエアコンの交換作業をやっておりました。予算がついたのでやっと新しいエアコンが来ましたということで、去年は暑いときも扇風機でしのいで、寒いときもストーブでしのぎましたとあって、やっとエアコンが入って、これからまたしばらく大丈夫ですというような状況なのですが、やはり公共施設の再編というのも以前私もお伺いしましたが、やはり小学校の統廃合、いろんなもので、いろいろ絡んでくる中で、これがうまく歯車が回ると大変いいローテーションで流れていくんですが、たまたまちょっと今それがうまく回っていない状況も現実としてあるのかなと思っております。

そういった中で、このサービスセンターをなくすわけにはいけないですし、耐震の問題もありまして、何とかしていかなければということも当然わかりますが、やはり整備をしながら、当面でもありますが、使いやすい環境をつくるというのは大事なことだと思いますので、またあそこもいろんな意味での防災広場としても利用できると思いますし、ぜひ再度、舗装の要求をお願いいたします。

ということで、次の質問にお願いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

総務部長。

○総務部長（田中嘉久君）

それでは、私からは、続いて御質問3-2の後段になります。町民会館グラウンドに

については、国道からの入り口や門を整備すると聞いているが、進捗状況、具体的な方法を教えてほしいについて答弁をさせていただきます。

町民会館グラウンドにつきましては、平成26年に用地を取得した後、平成28年度の内海防災センター建設をはじめ災害対応トイレの整備など、全体を防災広場として計画的に、その機能充実を図ってきたところでございます。また、平成30年度におきましては旧郷土資料館の解体とフェンス等周辺整備を進めてきたところであります。

今後につきましては、国道沿いのコンクリート塀や車両出入り口の改修、駐車場の舗装などの整備を検討していく考えでございます。

(7番議員挙手)

○議長（藤井満久君）

服部議員。

○7番（服部光男君）

この内海防災センターというのは、地域の防災拠点として今、いろいろ活用する方法を私たちが防災の一員として検討しているところでございます。何とか地域の皆様も何らかの形を通しながら、防災の研修、そしていろんな形で子どもたちも含めて防災センターを利用していただいております。そして、先回は資料館も取り壊されて、やっとなら南知多町になってきたなあと思っている中で、あと一つ、駐車場の整備だけが残っているかなと思っております。あそこの下に何かすごいものが埋まっているような感じもしますが、やはり現在の入り口が、ちょっと高低差、国道との高低差もありまして、バスとか、例えばはしご車をちょっといろんなところに入れてみんなに見てもらおうかなという検討をしても入れません。今後、防災拠点としてどんな形で避難した方を連れてくるのか、運び出すのかといったところで、バスの発着も当然必要になってくると思います。いろんな防災の拠点になるところでどんな使い方が出るかわかりませんということで、門の入り口の整備と駐車場の舗装を要望いたしますということで、検討していただけますという答えをいただいております。

ということで、これも答弁はよろしいんですが、きょう質問した中で、やはり私は、防災の中でも特に今、内海が抱えているのはやはり治水だと思っております。そういったことで、いろいろやはり関係諸機関の方たちもお願いしたいのと、子どもの安心・安全、また公共設備の快適な使い方、その他もろもろ、やはりみんなで検討して安心・安全・快適に使っていただきたいと思っておりますので、ぜひまた一緒になってやっていきたい

と思います。御協力のほうもよろしく申し上げます。

一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤井満久君）

以上で、服部光男議員の一般質問を終了いたします。

---

○議長（藤井満久君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

[ 散会 15時38分 ]